令和3年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(概要)

意見の提出あり 47支部 [46支部]

[]は昨年の支部数

•	当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	27支部 [27支部]	・引き上げとなる支部・引き下げとなる支部・変更がない支部(※)		5支部)[21支部中 21支部)[24支部中 1支部)[2支部中	8支部] 19支部] 0支部]
•	当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	17支部 [16支部]	・引き上げとなる支部・引き下げとなる支部・変更がない支部(※)	(20支部中 (26支部中 (1支部中	13支部)[21支部中 4支部)[24支部中 0支部)[2支部中	12支部] 4支部] 0支部]
•	当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部	3支部 [3支部]	・引き上げとなる支部・引き下げとなる支部・変更がない支部(※)	(20支部中 (26支部中 (1支部中	2支部)[21支部中 1支部)[24支部中 O支部)[2支部中	1支部] 1支部] 1支部]

意見の提出なし(※) 0支部 [1支部]

[※] 令和3年度に都道府県単位保険料率の変更がない1支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。 ただし、当該1支部について、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。また、当該1支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

令和3年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

保険料率については、【資料 1-1】 令和3年度都道府県単位保険料率の決定について(案)に基づいて記載。なお、()内については、令和2年度の保険料率を記載

支部名	支部長意見	評議会意見
北海道	10. 45% (10. 41%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	1. 令和3年度の保険料率について
	・北海道支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 10.41%か	現時点の5年収支見通しや、新型コロナウイルス感染症が日本経済に与え
	ら 0.04%ポイント引き上げ、10.45%とすることについては、加入者及び	る影響について、未だ不透明であることを踏まえると、平均保険料率 10%
	事業主の納得は得られにくいと考えるため、令和2年度保険料率を据え置	維持は止むを得ないものと思料する。
	く等の緊急的措置が必要ではないかと考える。	しかしながら、平均保険料率 10%を維持した場合、準備金の更なる積み
	 ・保険料率の変更時期については、令和3年4月とすることに異論はな	上がりが予想される中、令和元年度医療費の精算や、年齢調整後の1人当た
	* 体膜科学の変更時期に りいては、 7 和 5 年 4 月 2 9 ることに共論はな い。	り医療費が全国平均より高いといったことが要因であるとしても、令和3年
		度の北海道支部保険料率が上昇することについては、加入者及び事業主の総
	2. 理由等 ・令和3年度の平均保険料率については、協会けんぽの今後5年間の収支 見通しを踏まえた場合、一時的に平均保険料率を引き下げたとしても、将 来的に再び引き上げざるを得ない事態になることは明らかであり、可能な 限り平均保険料率が 10%を超えないようにするためには、中長期的な視 野に立って検討する必要があることから、平均保険料率 10%を維持する ことはやむを得ないと考える。	得は到底得られないのではないか。 新型コロナウイルス感染症により、協会けんぽの財政を支える多くの加力 者及び事業主については、経済的な打撃を大きく受けていること、また、は 海道においては、令和2年度の最低賃金が据え置きになったこと等を踏まえると、平均保険料率は 10%に維持しつつも、前年度の保険料率を据え置く 等の緊急的措置が必要ではないかと考える。 2. 保険料率の変更時期について
	・一方、北海道支部の保険料率は、既に加入者及び事業主にとって負担の限界となる 10%を大きく超えた水準に達している。北海道支部の令和3年度保険料率については、平均保険料率 10%を維持した場合にあっても、10.41%から 10.45%に引き上げとなるが、令和3年度においても準備金の更なる積み上がりが見込まれる中、新型コロナウイルス感染症により、	2. 床険科学の変更時期について 令和3年4月とすることに異論はない。 3. 準備金の保有額について 平均保険料率の算定にあたっては、健康保険法施行令第46条第1項(以下「施行令」という。)に定められた基準額を超えた際の準備金の適正な例

協会けんぽの財政を支える多くの加入者及び事業主が経済的な打撃を受

有額を明確にした上で、医療費等の支出見込み等を踏まえ適正な保険料率を

支部名	支部長意見	評議会意見
	けていること、また、北海道においては、令和2年度の最低賃金が据え置	決めていくことが重要であると考える。
	きになったこと等を踏まえると、既に負担の限界を大きく超えている北海	一方、本部においては、施行令に定められた基準額を超えた際の準備金の
	道支部の保険料率について、更に上昇することは、加入者及び事業主の納	適正な保有額について、未だ運営委員会や都道府県評議会における主たる議
	得は得られにくいと考える。そのため、右記の評議会意見のとおり、平均	題として取り上げていない。
	保険料率 10%を維持しつつも、前年度の保険料率を据え置く等の緊急的	支部評議会としては、中長期的な視点に立ち、一定程度の準備金を保有す
	措置が必要ではないかと考える。	ることは必要であると考えているが、運営委員会や都道府県評議会で議論し
		なければ、本部が考える中長期視点に立った財政運営等について、全体的な
		納得は得られないのではないか。
		4. 都道府県単位保険料率の在り方について
		繰り返し申し上げているとおり、医療費は各都道府県の医療供給体制、高
		齢化の進展、先進医療による医療費自体の高額化、地理的事情等の要因でほ
		ぼ決定されており支部の努力のみで大きく左右できる性質のものではなく、
		そのような要因が現行の算定方法に十分に反映されているとは言い難い。
		現行の仕組みの中で、毎年、都道府県単位保険料率について議論を重ねる
		だけでは根本的な問題解決には至らないことから、競争原理の視点のみでは
		なく、支部間格差に上限を設ける等の対策について検討を行うとともに、国
		をはじめとした関係方面に対し、経営基盤が脆弱な中小・小規模事業所に対
		する政策面での支援拡充や、協会けんぽに対する国庫補助率 20%への実現
		を継続的に訴えるべきである。
		また、公的医療保険制度は相互扶助であることも踏まえると、医療費をも
		とに都道府県ごとの保険料率を決定する現行の算定方法について検証する
		とともに、加入者及び事業主が納得できる保険料率を決定する仕組みが整備
		されるまでの間は、全国一律の保険料率に戻すことも検討するべきと考え
		る。

支部名	支部長意見	評議会意見
		5. 国民皆保険の持続性確保に向けた意見発信について
		人口減少や高齢化が急速に伸展し、かつ新型コロナウイルス感染症によ
		り、協会けんぽの財政を支える多くの加入者及び事業主が経済的な打撃を大
		きく受けている現状を踏まえると、日本が世界に誇る国民皆保険の持続性を
		確保していくためには、後期高齢者支援金が無制限に広がることのないよう
		にしなければならない。このためには、後期高齢者医療費の一部負担金の引
		き上げだけでは足りず、国庫負担の在り方等を含めた高齢者医療制度全体の
		抜本的な見直しのほか、医療費適正化を強力に進めていく必要がある。
		日本最大の医療保険者である協会けんぽには、現役世代の納得が得られる
		高齢者医療制度への抜本的な見直し、後発医薬品やスイッチ OTC 医薬品の更
		なる推進、フォーミュラリーの導入推進、薬剤処方の適正化の推進について、
		引き続き国をはじめとした関係方面に対して強く意見発信していく責務が
		あると考える。
青森	9. 96% (9. 88%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・現状では、令和3年度平均保険料率は10%を維持はやむを得ない。青森支
	令和3年1月19日開催された青森支部評議会での審議結果を受け、令	部保険料率が 9.96%となることについて、評議会として承認する。
	和3年度青森支部保険料率が今年度に比べ0.08%引き上げられ、9.96%と	
	なることについて了承いたします。	【評議員の個別意見】
		(学識経験者)
	2. 理由等	・新型コロナウイルス感染症の状況がどんどんわかってくるにしたがって、
	青森支部の保険料率が引き上げとなるのは、2年連続となります。令和	今後の影響についてわかり次第、情報提供をお願いしたい。
	3年度保険料率の引き上げ幅 0.08%は全国で6番目に高く、脆弱な地域	
	経済を考慮したとき県内の事業主・加入者の皆様のご負担が増すことに忸	(事業主代表)
	怩たる思いがあります。しかし、医療給付費の伸び率が全国平均を上回り	・今後のことを考えると現状を維持せざるをえない。基本的には下げるのが
	増加している現状から、保険料率が前年度に比べ増率となることについて	一番良いが、他の支部を見ても 10%を維持するべきという支部が 31 支部あ

支部名	支部長意見	評議会意見
	は、受け入れざるを得ないと考えるものです。	る。コロナ禍で先が見えない状態なので、他の支部も 31 支部が現状維持と
	青森県は永年にわたり短命県全国1位であり、加えて今後とも少子高齢	いう意見だと思う。今の現状では平均保険料率を下げるというのは難しい。
	化や将来的な人口減少が危惧される中、支部としても自治体や関係団体と	
	連携して、県民や加入者の皆様の健康寿命の延伸に努力しているところで	(被保険者代表)
	す。長年にわたり県民に染み付いた生活習慣は一朝一夕に行動変容に繋が	・昨年の状況と比較して、10%維持という支部が 21 支部から 31 支部に増え
	るものではないかも知れませんが、被用者保険の医療保険者として保険者	ている。今の状況を踏まえると、極端に下げるという意見も出せない中で厳
	機能を発揮したうえ加入者の予防・健康づくりを地道に進めていき、医療	しい生活をされている方がたくさんいると思うので、現状維持するほかない
	費の適正化に向け努力してまいる所存であります。	と思っている。一方で準備金残高の見込みはあくまでも現状の推移というこ
	一方、新型コロナウイルスがいまだに終息の兆しを見せずにいる現状を	と。歴史を見ると様々な疫病のあとは大きく技術革新がされていて、現状で
	見たとき、これまで蓄積された準備金が平時ではなくこのような非常時の	もAI、ロボット化が進んできているなど不確定要素が多い。人口減少が改
	時にこそ生かされてくるものと考えます。協会けんぽにおける財政の構造	善する見通しもない中で、保険料率も 10 年後、11 年後の数字を出し議論す
	的赤字体質や 2025 年以降、後期高齢者支援金の増加が見込まれること、	る際は、状況に応じて柔軟に対応していく必要がある。
	さらには今後も新型コロナウイルスの感染拡大による日本経済への影響	
	や協会の財政悪化の懸念など四囲の環境は依然として厳しくなると予想	
	されることから、「中長期的に平均保険料率を 10%に維持できること」を	
	基本に考えていく必要があると思慮します。	
	ただ、現行の都道府県単位の保険料率において、最高と最低の保険料率	
	差が1%を超え、かつ、その差(インセンティブ反映前)が年々拡大して	
	いることについては、背景や要因の分析をしっかりと実施の上、今後も保	
	険料率差の拡大を是とするのか、もしくは一定の対策や処置を講じるべき	
	なのか議論をする必要があると考えます。	
岩手	9. 74% (9. 77%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・保険料率が下がることについて、妥当と考える。
	当支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.77%から	
	0.03%ポイント引き下げ、9.74%とすることについて妥当と考えます。	

支部名	支部長意見	評議会意見
	2. 理由等	【評議員の個別意見】
	協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造	(学識経験者)
	が依然として解消されておりません。加えて 2025 年問題等による高齢者	異論なし。
	医療への拠出金の更なる増大が予想される中、理事長のご発言にあった通	
	り、やはり中長期的な視点で安定的な財政運営を見通せる事が重要である	(事業主代表)
	と考えます。	異論なし。
	そのような状況の中、令和3年度の平均保険料率を 10%に据え置くと	
	判断され、結果として岩手支部保険料率が前年度比マイナス 0.03%の	(被保険者代表)
	9.74%に引き下げとなる事について、当職として異論はございません。	・保険料率が年々下がっていることについて、良い傾向と考える。また、保
	しかし、一方では平均保険料率 10%を上回る支部が半数近くある現状、	険料率の変更時期は、4月納付分からとすることで統一を図るべき。
	運営委員会、支部評議会において平均保険料率を引き下げるべきという意	│ │・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が続いており、コロナ禍で先
	見があることにも留意する必要があると考えます。	*
	また、法定準備金が積み上がっている状況の中、コロナ禍で苦境にあえ	17 17 17 17 17 17 17 17
	ぐ事業主、加入者への協会けんぽの財政問題に係る説明は、今後ますます	
	重要となってくるものと考えます。	
	医療費は各都道府県の医療提供体制、高齢化の進展、医療の高度化等に	
	よって大きく左右され、支部、加入者、事業主の自助努力のみでは如何と	
	もし難い部分があります。	
	公的医療保険制度が相互扶助の上に成り立っていることを踏まえ、支部	
	間の保険料率格差に上限を設けることについての検討、拠出金負担を含め	
	た公的医療保険制度の見直しや国庫補助率 16.4%の中長期的な堅持、ま	
	たは 20%への引き上げ等、安定した医療保険制度を将来に渡り維持して	
	いくために、関係各方面への意見発信をより強く行っていただく事を要望	
	いたします。	
	また、当支部評議会において、コロナ禍で先行きが不透明で事業主も賃	
	上げが難しい中、協会けんぽに対し安定的かつ適正な事業運営の継続を求	

支部名	支部長意見	評議会意見
	める意見もあり、当職といたしましては、第4期アクションプランをしっ	
	かりと締めくくるべく、各 KPI の達成に向けた取組みを進めるとともに、	
	第5期保険者機能強化アクションプランに基づき、本部との連携も強化し	
	ながら更なる保健事業の推進、医療費適正化に係る取組みを強化し、加入	
	者の利益実現に向けて支部運営を行っていく所存です。	
宮城	10.01% (10.06%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・宮城支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 10.06%から
	宮城支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.06%から	0.05%引き下げ、10.01%とすることについて了承する。
	0.05%ポイント引き下げ、10.01%とすることについて、やむを得ないと	
	思料します。	【評議員の個別意見】
	また、変更時期については、4月納付分からとしていただきたいと考え	(事業主代表)
	ます。	・令和3年度の宮城支部の保険料率が前年度より 0.05%引き下げられるこ
		とは良かったと思う。
	2. 理由等 全国平均保険料率が 10%に維持されるなか、令和3年度の宮城支部の保険料率は算定の結果 10.01%となり、インセンティブ(報奨金)制度による 0.01 ポイントの引き下げも含め前年度比 0.05 ポイントの引き下げとなりました。「負担の限界」とされる 10.00%を上回っている状況ではありますが、当支部加入者一人当たりの医療費は依然として全国平均を上回っていること等を勘案し、保険料率算定の仕組みの中で出された数値として止むを得ないものと思料します。 一方、各支部の状況をみますと、令和3年度においては当支部を含め 23もの支部が「負担の限界」とされる 10.00%を上回っていることや、支部保険料率の最大の支部と最小の支部との差が年々拡大していることを危	・支部長からのあいさつにもあったように、コロナ禍において標準報酬は下がり、加入者も減っていくことで、保険料収入も今後減っていく厳しい状況が見込まれる。 その状況下にあっても令和3年度の保険料率が下がることは大変良いと思う。

支部名	支部長意見	評議会意見
	当支部としましても保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更	
	に発揮するよう努め、医療費の上昇抑制に努めてまいりますが、今後より	
	一層本部からの支援を強化していただき、本部・支部が一丸となって上昇	
	を続ける医療費の分析や対応策の検討等に取り組んでいく必要があると	
	考えます。	
秋田	10. 16% (10. 25%)	【評議会の意見】
が田		
	1. 意見の要旨	・秋田支部の令和3年度保険料率(見込み)に対する異論はありませんでし
	秋田支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.25%から	たが、新型コロナウイルスの影響を受けている業種や企業への支援を求める
	0.09%ポイント引き下げ、10.16%とすることについて、容認せざるを得	ご意見や将来の保険料負担を抑えるためのより一層の努力が必要である旨
	ないと考えます。	のご意見が出されました。
	2. 理由等	【評議員の個別意見】
	令和3年度の当支部に係る都道府県単位保険料率につきましては、引き	(事業主代表)
	下げとなる見通しとなっておりますが、当支部評議会においては、平均保	・保険料率について異論はない。ただ、新型コロナウイルスの影響を受けて
	険料率 10%維持は妥当としたうえで、当県の厳しい現状を踏まえたご意	いる業種や企業の保険料負担については国庫補助で賄う等の期間限定の措
	見が多く出されました。	置があっても良いのではないか。
	当職といたしましても、引き下げとなる見通しではあるものの、当県の	・保険料率を抑えるためには、保険給付費を抑制するよう県民全体でいかに
	厳しい現状を踏まえると、依然として平均保険料率を超える状況が続くこ	取り組むかが重要であると考える。行政や他保険者以外でいえば、生命保険
	とは大変厳しいと受け止めております。一方、加入者一人当たり医療費が	会社の中で協会けんぽと同様の取り組みをしている企業もある。秋田支部に
	依然として高い水準にあることも事実であり、それらを含めて考慮する	限らず、協会本部が連携していってもらいたい。
	と、今回示された数値は容認せざるを得ないものであると考えます。	・協会けんぽの医療分収支見込において、令和3年度の保険給付費が前年度
	当支部といたしましては、保険者機能を発揮し加入者一人当たり医療費	より増加する見込みとなっているが、医療・医薬業界の売り上げが前年より
	の上昇を抑える施策を実施していくとともに、加入者・事業主の皆さまに	も 10%以上減少していることや、直近の医療費の動向からすると減少する

丁寧な説明を行いながら、健康保険料負担軽減につながる取組みについてのではないかと考える。

支部名	支部長意見	評議会意見
	より一層の努力をしてまいります。	(被保険者代表)
		・新型コロナウイルスへの対応において政府が巨額の予算を投入している
		ように、協会としても企業への支援が必要なのではないか。
		・保険料率が引き下がることは良いことではあるが、事務局の保険料算定に
		係る説明を聞くと秋田支部の医療費は依然として高く、素直に喜べない状況
		であると感じた。
山形	10.03% (10.05%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・山形支部健康保険料率が 10.05%から 10.03%に 0.02%引き下げられると
	山形支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.05%から	いうことに関して異論はなく、全会一致で了承された。
	0.02 ポイント引き下げ、10.03%とすることについて、異論はございませ	
	λ .	【評議員の個別意見】
		(学識経験者)
	2. 理由等	- 平均保険料率が 10%維持の場合、山形支部健康保険料率が 0.02%引き下
	山形支部評議会においては、協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが	げられるということについて異論はない。しかし、準備金残高がさらに積み
	賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されておらず、また、高齢	あがる予測の中での平均保険料率 10%維持というのは、これまで以上に丁
	者医療への拠出金の増加に加えて、新型コロナウイルス感染拡大による財	寧な説明を行うことが必要であり、また、国庫補助率についても上限の 20%
	政状況への影響が未だ不透明な状況下においては、中長期的に安定した運	にまで引き上げることを国に強く要望することが容認の前提であるため、そ
	営を行うためにも平均保険料率を 10%に維持する基本方針に異論はござ	れらの取組みを着実に実施していただきたい。
	いませんでした。	
	また、インセンティブ制度により、加入者の健康への取り組みが評価さ	(事業主代表)
	れたことで、山形支部の保険料率が大きく減算されることについても、山	・山形支部の健康保険料率が引き下がるとのことで、大変喜ばしいことであ
	形支部評議会として制度に対する評価をいただいたところです。	る。その要因としてインセンティブ制度での減算が大きいため、まずは支部
	これら評議会での意見等を踏まえまして、当職におきましても、令和3	職員の努力に感謝したい。
	年度保険料率について10.03%とすることについて、異論はございません。	

支部名	支部長意見	評議会意見
	山形支部においては、医療給付費に要する保険料率は年々増加しており、それに伴い企業の負担が増える中での、昨今の新型コロナウイルスによる事業者への影響等も鑑み、小規模事業所が多くを占め、財政状況が脆弱な本県においては、これ以上の保険料負担の増加は避けなければなりません。 そのような中でインセンティブ制度については、加入者が自らの行動により保険料率の軽減につながることを実感できるものであり、主体的に健康増進に向けた取り組みを行うことが期待できるものであることから、今後も本制度の趣旨に則り、確実に制度の運用を図っていくことが、加入者及び事業主の利益の実現のためには極めて重要であると考えます。 併せて、健康保険制度の安定的な運営のために、健康保険法本則の上限である国庫補助率 20%への引き上げ等、協会けんぽの加入者及び事業主の負担がこれ以上過大となることがないよう、国に対しより強く要望していく必要があると考えます。	(被保険者代表) ・山形支部の健康保険料率が今年度よりも引き下げられるということは、現在の先行き不透明な状況下においては大変ありがたいことだと感じている。それが実現できるのは山形支部の場合、インセンティブ制度の結果が大きく影響しているため今後においても、さらにインセンティブ制度への取り組みを強化していく必要があると考える。
福島	9.64%(9.71%) 1. 令和3年度の福島支部の都道府県単位保険料率 算出された福島支部の保険料率は9.64% 2. 評議会の意見 福島支部評議会を開催し、福島支部の都道府県単位保険料率について、 評議員の意見を聴取しました。その意見は右記のとおりです。 3. 当職の意見 協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割から安定的 な運営が求められています。加えて、医療費の伸びが保険料のベースとな	・保険料率は低いに越したことがないが、平均保険料率 10%維持を支持する。2025 年にすべての団塊の世代が後期高齢者医療制度の加入者になることや昨今のコロナの関係など、このまま 10%維持しても近い将来に準備金を取り崩さなければならず、健康保険制度が揺るぎない安定したものであることが被保険者にとっては最も大切なことであると考える。 ・コロナ禍の特殊な事情を乗り切るためには保険料率についても検討されるべきである。一度引き下げた保険料率は、状況が改善されれば元に戻せばよい。特別なことがなければ平均保険料率 10%の維持を支持するが、事業主にとってはこの 1~2 年をどのように乗り越えるかが問題であり、何か救済策が必要。保険料率を一時的に引き下げるのは有効だと考える。積み上が

支部名	支部長意見	評議会意見
A HF L	る賃金の伸びを上回る現状や将来的に高齢化に伴う拠出金の増加が見込まれることから、当協会として平均保険料率 10%を維持し、当支部保険料率が 9.64%となることを了承いたします。 ただし、当支部評議会において、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響を踏まえ、事業主救済のために短期的に料率を引き下げたほうが良いとする意見もあり、その原資となる法定準備金の在り方については社会情勢や将来の見通し等に基づいた、より積極的な議論が必要と考えます。 また、持続可能な医療保険制度の構築のためには、加入者や事業主の皆さまのご理解とご協力が不可欠であり、地域の実情に応じた各支部における取り組みと併せて、協会全体としての広報機能の強化が必要と考えます。	った法定準備金はそのためのものであって欲しいと思う。 ・新型コロナウイルスによる影響も踏まえた今後の財政運営を見通したときに、持続可能な制度運営のために準備金を積み立てて確保したいという協会けんぽの意見を理解はするが、新型コロナウイルスの影響により厳しい立場にあるのは、協会けんぽも加入者も同じことであり、保険料を支払う側の視点に立った説明も必要であると考える。 ・国庫補助があってこそ今の準備金がある。国庫補助を減らされると、また財政運営が厳しくなる。諸事情を考慮し、積み上がった4.3か月分の準備金から短期的に保険料を引き下げても良いと思うが、中長期的に考えると、単年度収支では、保険料収入だけでは高齢者医療への拠出金等の支出をまかなえていないことを理解したうえで行わなければならない。 ・現在の経済状況を考えると、示されている中長期予測よりもさらに厳しい状況になることが予測される。そのような中で、法定準備金を取り崩すことはなかなか難しいと感じた。
- 茨城	9.74%(9.77%) 1.意見の要旨 茨城支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.77%から 0.03%ポイント引き下げ、9.74%とすることについて、妥当と考えます。 2.理由等 協会けんぽの財政構造は、依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回 る脆弱性が解消されていません。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により被保険者数の伸びや賃金動向、医療費の増嵩等の今後の状況が不透明であること、2022年度以降、高齢者医療への拠出金	【評議会の意見】 茨城支部の令和3年度保険料率が 9.74%となることについて、評議会として異議なく承認された。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・コロナ禍の中で、賃金や平均標準報酬、被保険者数、保険料収入の見通しは不透明であるため、保険料率 10%という現状を維持すべき。 ・コロナの影響を踏まえて、法定準備金の適正な水準を議論したうえで、

支部名	支部長意見	評議会意見
	が増大していく見込みを考慮すると、中長期的な視点で安定した財政運営	今回示された準備金の必要性を加入者に具体的な数字を挙げて丁寧に説明
	に努めていくべきであり、平均保険料率を 10%に据え置くことについて	することで、今後の準備金のあり方や保険料率の水準をどう決めるか、とい
	異議はございません。	う議論につながっていくと思う。
	一方で、都道府県ごとの医療費で決定される協会けんぽの保険料率の仕	
	組みやインセンティブ制度をわかりやすく広報し、加入者の行動変容を促	(事業主代表)
	すことにより、健康づくり・医療費適正化への取組を強化する保険者機能	・将来に向けて保険料率 10%を維持し、事業者の負担増にならないよう考
	発揮こそが国民皆保険制度維持のために重要であると考えます。協会けん	えていくべき。
	ぽ全体で広報機能を一層強化するよう取り組んでいくとともに、加入者の 理解を得られるよう法定準備金のあり方や保険料率の水準について議論 を深めていただくこと、国庫補助率を上限 20%に引き上げるよう要望す ることを求めます。	・事業者側の立場からすると社会保障費負担の軽減を図っていただきたいので、保険料率を下げられるのであれば引き下げてほしい。・国庫補助率を上限 20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
		・中長期的な見通しで全体の状況をみると保険料率 10%維持もやむなしと 考えるが、コロナ禍の中で、中小規模事業者の経営の悪化、従業員の収入減 少があり、社会保障制度の財政悪化が懸念され、事業主・従業員の保険料負 担は限界である。
		・国に対して社会保障全体の抜本的な見直しと国から保険者に対する支援 を拡充するなど、中小規模事業者の社会保障費負担の大幅な軽減を図り、加 入者の持続的な発展につながるような支援策を積極的に要望してほしい。
		(被保険者代表) ・都道府県単位保険料率へ反映するインセンティブ分保険料率を次年度は 0.01%へ引き上げを検討することについて、令和2年度の 0.007%の加算率 でも実質 0.01%と同様に小数点第2位が繰り上がる場合、加算率を据え置 いたとしても影響は同じではないか。次年度はインセンティブ制度を実施しない選択肢も含めて検討してほしい。

支部名	支部長意見	
栃木	9. 87% (9. 88%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	·令和3年度栃木支部(
	栃木支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.88%から	ることについて妥当と
	0.01%引き下げ、9.87%とすることについて妥当と考えます。	
		【評議員の個別意見】
	2. 理由等	(学識経験者)
	医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消され	・財政の赤字構造が続く
	ていないことや後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれることに加え、	ナウイルス感染拡大、高
	新型コロナウイルスの感染拡大による経済情勢の悪化により、協会財政は	上げるべきではない。
	これまでにも増して厳しい状況が予想されるなか、栃木支部評議会におい	 ・加入者ひとりひとり0
	ては、平均保険料率は10%を維持すべきとの意見が多く出されました。	加算額を大きくしてイン
	当職としても今後の保険料率のあり方について中長期で考えることを	題としてではなく、健康
	基本とし、協会財政がより厳しくなり、準備金を取り崩さざるを得ない局	一個としてではなく、庭
	面にあっても、事業主、加入者にとって負担の限界である 10%を可能な限	 (事業主代表)
	り超えないようにすべきと考えます。	・平均保険料率につい
	そのためには、医療費負担軽減を実現するための事業に、より一層積極	10.00%を当面の間は維
	的に取り組んでいく必要があり、今後も、加入者の健康度の向上、医療費	10.00/0で3回回0/1916相
	等の適正化を目指し、保険者機能の更なる強化のため、アクションプラン	 (被保険者代表)
	の取組みを着実に実施してまいります。	・栃木支部保険料率が
	1	1001/11 支 DD 1大1大イイギンカ '

・令和3年度栃木支部健康保険料率を令和3年4月納付分より 9.87%とすることについて妥当と考える。

評議会意見

- ・財政の赤字構造が続くのは確実である上に、不透明な経済情勢、新型コロナウイルス感染拡大、高齢化など、不安要素が山積する中では、安易に引き上げるべきではない。将来への備えが必要である。
- ・加入者ひとりひとりの問題意識として実感できるよう、インセンティブの 加算額を大きくしてインパクトを与えるべきである。最終的には、目先の問 題としてではなく、健康保険制度に関心を持ってもらえるようにしたい。

・平均保険料率については、コロナ禍で先行きも不透明であり、現状の10.00%を当面の間は維持するべきである。

- ・栃木支部保険料率が下がることについては、取り組みの成果とも言えるが、一喜一憂せず、中長期的な財政の安定のためには、更なる取組みの強化が求められることを加入者や事業主へ発信し、意識の共有が必要と考える。
- ・昨年、新型コロナウイルス感染拡大の発生から、中小規模事業所の経営悪化、従業員の収入減少しているところに、現在の感染再拡大の状況から、健康保険料納付の猶予措置を受ける事業所の増加が予想される。国民健康保険税は減免、免除措置がなされている状況であるため、国庫補助金の増額など、

支部名	支部長意見	評議会意見
		中小規模事業所や従業員の健康保険料負担の大幅な軽減を図るための要望
		をしてほしい。
群馬	9. 66% (9. 77%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.77%から 9.66%とする
	群馬支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.77%から	ことについて、特段の異論はなし。
	0.11 ポイント引き下げ、9.66%とすることについて、妥当と考えます。	
		【評議員の個別意見】
	2. 理由等	(学識経験者)
	協会財政の赤字構造が解消されていないことや、後期高齢者支援金の大	・保険料率については評議会でも意見が尽くされており、9.66%への引き下
	幅な増加が見込まれるなか、新型コロナウイルス感染症拡大による経済情	げに異論はない。
	勢の悪化により、協会財政を取り巻く状況は、これまでにも増して先の見	
	通せない厳しい状況です。これらを踏まえると、「基本的に中長期的な視	(事業主代表)
	点で保険料率を考えていく」ことが必要であると考えます。	・保険料率 9.66%への引き下げに異論はない。群馬支部の保険料率は全国
	群馬支部においても新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、先の	的に見ても低い水準にあるので、引き続きこの傾向が維持、向上するように
	見通せない状況が続いております。今後も都道府県単位保険料率引き下げ	努力していただきたい。
	につながるよう保険者機能を発揮していきたいと考えます。	
		(被保険者代表)
		保険料率が9.77%から9.66%に引き下げとなるのは被保険者として喜ば
		しいことなので、引き続きこの数字を維持できるようお願いしたい。
埼玉	9. 80% (9. 81%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	埼玉支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.81%から
	埼玉支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.81%から	0.01 ポイント引き下げて 9.80%とすることについて了承する。
	0.01 ポイント引き下げ、9.80%とすることについて、妥当と考えます。	ただし、準備金については、その推移を見ながら、加入者の健康増進の取
	ただし、準備金については、準備金残高の推移を見ながら、健康増進の	組みに充てる等の保健事業への活用をお願いしたい。

支部名	支部長意見	評議会意見
	取組みに充てる等、保健事業等への活用をお願いしたい。	【評議員の個別意見】
		(事業主代表)
	2. 理由等	・企業側としては、次年度予算の見通しを立てるためにも、保険料率の広報
	令和3年度平均保険料率を 10.0%維持することにつきましては、新型	の実施時期を早い時期にしてほしい。また、テレビや新聞等、様々な広報媒
	コロナウイルス感染症拡大による経済への深刻な影響や協会けんぽの財	体を活用しているにも関わらず、加入者へ浸透しておらず、広報の方法等に
	政状況が引き続き赤字構造であること、今後、後期高齢者が急増し、高齢	ついて検討が必要と考える。
	者等への拠出金が増大する見込みであることを勘案しますと、中長期に安	 ・都道府県単位保険料率の議論について、平均保険料率 10.0%が決定する
	定的な保険財政を維持していくという観点からも、妥当なものと考えま	前であれば議論の意味があると思うが、平均保険料率が決定し、大枠が決ま
	す。	前でめれる議論の意味がめるとぶりが、十均保険科学が決定し、人件が決ま った後では、都道府県単位保険料率について議論する意味がないのではない
	したがって、埼玉支部保険料率について、0.01 ポイント引き下げの	
	9.80%となることにつきまして、埼玉支部評議会の意見を踏まえ、妥当な	か 。
	ものと思料いたします。	
	一方で、準備金残高が4兆円を超える見込みであり、支部評議会の意見	
	でも取り上げられたように、加入者に対する還元施策として健康増進の取	
	組みに充てる等の保健事業を積極的に実行していく必要があるものと考	
	えます。	
	4 千万人を超える加入者への対応等と多くのハードルが存在する状況	
	ではありますが、加入者の健康増進と将来の医療費負担軽減も見据えた、	
	事業への取り組みが重要であると思われますので、積極的に進めていただ	
	きますようお願い申し上げます。	
千葉	9. 79% (9. 75%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・平均保険料率 10%を維持する。
	千葉支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.75%から	│ │・国庫補助を一時引き上げる等の対応が必要。また、協会けんぽの運営を安
	0.04%ポイント引き上げ、9.79%とすることについて、やむを得ないと考	定させるためには国庫補助の在り方を抜本的に見直す必要もあるのでは
	えます。協会の財政運営を中長期的に考えるという視点から、平均保険料	たじょうにのには四半冊切り仕り力を扱作がに元直す必安ものものでは

支部名 支部長意見 率 10%を維持せざるを得ないと思料しますが、国に対し国庫補助の抜本 的見直し及び補助率引上げなど、弾力的な財政支援の要請を行っていただ くようお願い申し上げます。 なお、インセンティブ制度については、新型コロナウイルス感染症の影 響により令和元年度実績を補正し、評価を行っていますが、令和2年度以 降は同じ指標で全国一律に公平に評価できる状況ではないと考えられる ため、評価指標や基準について検証、見直しを行っていただくよう併せて お願い申し上げます。 また、保険料率の変更時期については4月納付分からでよいと考えま す。 2. 理由等

新型コロナウイルス感染症の影響による医療費や賃金の動向は不透明であるものの、収支見通しは例年より厳しいものになることが推測されます。今後さらに状況が悪化する可能性も踏まえ、安定した医療保険制度運営のため、また、協会の財政運営を中長期的に考えるという視点から平均保険料率は10%を維持せざるを得ないと思料します。

当支部としましても医療費適正化や健康増進をより一層進めてまいりますが、本部におかれましても、国に対し国庫補助の抜本的見直し及び補助率引上げなど、弾力的な財政支援の要請を行っていただくようお願い申し上げます。

また、インセンティブ制度につきまして、令和2年度は政府による緊急 事態宣言の発令により、不要不急の外出自粛や都や県をまたぐ移動の自粛 等の要請もあったことから、特に都市部での円滑な事業の実施は非常に困 長期的な安定運営を望む。 評議会意見

ないか。

- ・安定した保険制度運営を基本とし、状況に応じて弾力的に対応できるとよい。
- ・保険料率の変更時期は令和3年4月納付分(3月分)からでよい。
- ・インセンティブ制度については、新型コロナウイルス感染症の影響も鑑み たうえで評価指標や基準について検証、見直しを行っていただきたい。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- ・準備金残高が4.3か月分ある。決算ごとに余剰分を還元することも必要。
- ・保険料率を引き下げることで、国庫補助が減額される恐れがあるとのこと だが、協会けんぽの安定した制度運営のためには、国庫補助の在り方を抜本 的に見直す必要もあるのではないか。
- ・保険料の納付猶予を受けている事業所が猶予終了後も納付が困難となっ た場合の支援策も考えてほしい。

(事業主代表)

- ・新型コロナウイルス感染症の対応として、国は大胆な給付施策を打ち出している。今後さらに状況が悪化することも考えられるため、保険制度としては中長期的な視点で安定した財政運営を基本とし、弾力的な財政支援を要請する等の対応ができるとよい。
- ・保険料率は低い方がよいが、急激な引き上げは経営に支障があるため、中 長期的な安定運営を望む。

支部名	支部長意見	評議会意見
	難なものとなっています。中でも評価指標の「特定健診等の実施率」及び	(被保険者代表)
	「特定保健指導の実施率」は地域によって保健事業実施状況に差が生じ、	・新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの議論の前提・想定が
	不公平感が否めません。	崩れている。加入者の自助努力による保険料率の上昇抑制に加え、国庫補助
	これまでも評価指標や基準について検証をお願いしてまいりましたが、 新型コロナウイルス感染症の影響も鑑みたうえで引き続き検証、見直しを	を一時的に引き上げる等の対応が必要と考える。国への要請も検討していただきたい。
	行っていただくようお願い申し上げます。	 ・平均保険料率 10%維持を基本と考えるが、コロナ禍を考えると令和3年
	1) J C V /2/2 (O J O J O J O J I / O	度に限定して保険料率を引き下げても良いのではないか。
		・インセンティブ制度については、千葉支部を含め、被保険者の増加している大規模支部には不利な制度である。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響は地域差が大きい。同じ指標で全国の支部を評価する前提が崩れている状況下でインセンティブ制度には不公平感があり、一度、やり方を見直してはどうか。
東京	9.84% (9.87%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・東京支部の令和3年度都道府県単位保険料率は、令和2年度から 0.03%
	東京支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.87%から	引き下げの 9.84%であることから、これを了承する。なお、平均保険料率は
	0.03%ポイント引き下げ、9.84%とすることについて妥当と考えます。	10.00%維持であることから、維持に至った経緯を含め、事業主及び加入者に対して、丁寧な広報を実施していただきたい。
	2. 理由等	
	東京支部の1人当たり医療費は全支部平均に比べて抑えられているこ	【評議員の個別意見】
	と、令和元年度の支部収支差がプラスであることなどから、東京支部の令	(学識経験者)
	和3年度保険料率は平均保険料率 10.00%以下かつ、令和2年度保険料率	・保険料率ベースでは、保険料の負担の増減についてわかりにくい。金額ベ
	から引き下げであることについて妥当と考えます。	一スで例示した方がわかりやすいと思う。
	なお、次の意見を付帯するので、今後、東京支部として対応していくほ	
	か、本部においても十分検討のうえ対応していただくよう要望いたしま	

支部名	支部長意見
	す。
	【保険料率について】
	│○平均保険料率は、可能な限り長期にわたり負担の限界である 10.00%を
	超えないよう維持し、安定した財政運営を実現していただきたい。
	〇安定した財政運営を実現するため、医療費の伸びをどのように抑制する
	かと言う本質的な課題に取り組むことが重要である。事業主、加入者の死
	方から、平均保険料率 10.00%は負担の限界と言う声が圧倒的であり、理
	在の保険料率を維持できる間に、事業主、加入者も含む協会全体として何
	をするか、他と協力して何ができるか、協会の力を超える部分については
	政治や政策にどう働きかけるかなどを整理して工程表を作成し、法定準備
	金がひと月を割り込む前に成果(医療費の抑制)を上げるべきと考える。
	│ │○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、引き下げを望む声がある中
	で、なぜ令和3年度平均保険料率は10.00%維持という結論に至ったのか
	事業主及び加入者に対し例年よりもさらに丁寧な広報が必要である。併t
	て、協会けんぽの取り組み、医療保険制度、さらには医療費最適化を進ぬ
	│ ていく意味をご理解いただくため、保険料率の仕組みについても丁寧な♪
	報が必要である。
	【インセンティブ制度について】
	│ │ 〇インセンティブ制度は、令和元年度までの実績データが示すとおり、ヨ
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

た、大規模支部が上位過半数の実績を残したとしても、インセンティブの

財源拠出分に比べて、報奨金が上回ることは極めて困難であり、支部評議

会での意見が示すとおり、公平性の観点から事業主・加入者の理解を得ら

評議会意見

(事業主代表)

- ・医療機関への受診を控えていることが、加入者の健康にどのように影響を 及ぼすのか。重症化することにより、加入者の健康が損なわれると同時に、 50%を 医療費が増加してしまうのではないか。また、保険料納付猶予が協会の財政 面にどのように影響を及ぼすのか、懸念している。今後、注視していく必要 がある。
- 者の双 |・新型コロナウイルス感染症が事業主及び加入者に与えている影響を踏まり、現 | え、国庫補助率を 16.4%から 20.0%に引き上げる議論を再度行っていただきして何 | たい。
 - ・令和3年度の単年度収支差の見込は、令和元年度と比較すると大幅に黒字額が減少しており、数年先の財政状況に不安を感じる。
 - ・なぜ平均保険料率 10.00%維持の結論に至ったのか。経緯も含め、例年より丁寧な説明が必要である。
 - ・インセンティブ制度については、導入以前から大規模支部にとって不利な制度であることを申し上げてきた。大規模支部は財源拠出の規模は大きく負担するばかりであり、仮に上位過半数に入ったとしても拠出分を取り返すことも困難である。加えて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各種指標を正当に評価できるとは考えにくい。保険料率反映の凍結も含め、慎重な検討をお願いしたい。

(被保険者代表)

- ・従業員の健診受診控えについて、事業主から多くの相談が寄せられている。
- ・準備金が積み上がっているのであれば、有事の際は取り崩し、保険料率を

支部名	支部長意見	評議会意見
	れていない。加えて、中小規模支部であっても、上位過半数の実績を残し	引き下げるなどの運用をしてほしい。
	たにも関わらず、インセンティブの財源拠出分を上回る報奨金が得られな	
	いケースが散見されており、評価方法の見直しが強く求められる。	
	今後の見直しにあたっては、例えば、評価方法を相対評価から絶対評価	
	に変更する事も検討いただきたい。支部ごとに定められた目標を達成でき	
	れば保険料率が引き下げになるという単純明快な制度にすることにより、	
	事業主・加入者の行動変容につながり、中長期的には重症化の予防・医療	
	費の削減につながるものと考えられる。なお、財源は、各支部の評議会で	
	も多く意見があげられている積み上がった準備金の還元が考えられる。	
	│ │ ○インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法は、実績などの評	
	価だけではなく、新型コロナウイルス感染症が評価指標に与える影響な	
	ど、外的要因も考慮した評価方法を設定する必要がある。そのような評価	
	方法を構築できないのであれば、令和4年度保険料率への実施結果反映の	
	凍結も含め、慎重な検討をお願いしたい。	
	今後もインセンティブ制度を実施していくのであれば、本部において、	
	全支部の取り組みが平等に評価されるような評価方法並びに支部の対応	
	体制を検討のうえ実施していただきたい。	
	【その他】	
	【その他】 ○地域ごとに医療費適正化に資する効果的な施策を立案・実施するため	
	○地域ことに医療負過正化に負する効果的な脆泉を立案・実施するだめ には、要因分析が不可欠である。赤字となる財政構造の原因を把握する	
	には、安凶力がか不可久でめる。赤子となる射政構造の原因を托佐する ため、本部においては、すでに支部ごとの地域差を中心に医療費分析な	
	ため、本部においては、9 でに文部ことの地域差を中心に医療質が何な どを進めているところではあるが、加えて性別、年齢階級別及び疾病分	
	こを進めているところではめるが、加えて住所、中町階級が及び疾病が 類別など、本質的な課題を明確にする分析を実施していただきたい。ま	
	類別など、本負的な課題を明確にする方例を実施していたださだい。ま た、支部に対しては、分析したデータの提示だけに留まらず、現場レベ	
	ルでのデータ分析担当者の育成、簡易的な分析ソフトの導入、データ活	

支部名	支部長意見	評議会意見
	用方法の例示、政策的指導など、今後、支部で最大限に保険者機能を発	
	揮できるよう、更なる本部機能の発揮をお願いしたい。	
神奈川	9. 99% (9. 93%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・新型コロナウイルスの影響がいつまで続くのかの見通しが立たず、廃業や
	神奈川支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.93%か	倒産に追い込まれる事業者が増えている現状では、事業主の負担能力にも限
	ら 0.06%ポイント引き上げ、9.99%とすることについて、やむを得ないと	界があり、標準賞与額の落ち込みも予想される。そのため、事業主、被保険
	考えます。	者の双方において、保険料率が上昇することを受け入れるのは困難である。
		健康保険料率については、上昇(引き上げ)を回避していただきたい。
	2. 理由等	
	評議会意見(コロナ禍の下での保険料率の引き上げ回避を要望)を踏ま	【評議員の個別意見】
	えると、短期的な視点からは、当支部の令和3年度保険料率は9.93%に据	(学識経験者)
	え置くことが望ましいと考えますが、中長期的な視点からは、全国平均保	・コロナ禍の中、事業主の負担能力にも限界があるため、保険料率の上昇は
	険料率は 10.0%を維持するべきであり、全国平均保険料率 10.0%を所与	回避してもらいたい。
	とした当支部の令和3年度保険料率 9.99%への引き上げは、やむを得な	
	いと思料します。	(事業主代表)
	当支部の保険料率は2年度連続で引き上げとなりますが、これは主に当	・事業者の立場として、コロナウイルスの影響がいつまで続くのかの見通し
	支部の加入者一人当たり医療費の伸びが相対的に高いためであり、評議会	がわからず、廃業や倒産に追い込まれる事業者が増えている現状において
	の意見にもあるとおり、医療費分析の深化などを通じてその要因を究明す	は、保険料率が上昇することを受け入れるのは困難である。
	ることなどを通じて、医療費適正化の取り組みをさらに強化していきたい	│ │・健康保険料率については、令和2年度の保険料率を維持していただきた
	と考えます。	
		l' _o
		・医療費分析によると、神奈川支部では幅広い年齢層において医療費が増加
		している。踏み込んだ分析を行い、その分析結果を踏まえた対策を講じるべ
		きである。

支部名	支部長意見	評議会意見
		(被保険者代表)
		・標準賞与額の落ち込みも予想されるため、保険料率の上昇は避けていただ
		きたい。
新潟	9. 50% (9. 58%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・「9.50%」が妥当と考える。
	新潟支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.58%から	
	0.08%ポイント引き下げ、9.50%とすることについて、妥当と考えます。	【評議員の個別意見】
		(事業主代表)
	2. 理由等	・平均保険料率 10%となっているなかで、新潟の保険料率を決定する際に
	新型コロナウイルス感染症による今後の状況の見通しが不透明な中、平	もある程度決まった数字で計算されているため異論はない。
	均保険料率 10%維持のうえ計算された新潟支部保険料率 9.50%は妥当と	結果的に新潟支部の保険料率は下がっているので「9.50%」は妥当と考え
	考えます。	る 。
	なお、健康保険には、保険料を出し合い高額な医療費支出に備えるとい	
	う共助の考え方の側面もあると思料するので、保険料率の支部間較差をど	(被保険者代表)
	のようにして縮小させるのかといった視点も重要な要素だと考えます。	・新潟支部の保険料率は下がっており、インセンティブ分の減算も含めて、
		良い結果だと思う。しかし、数値で見る結果を金額として実感することがあ
		まりないため、今後関心を持ちながら推移を見ていきたい。
		また、保険料率が変更された背景について、加入者に分かりやすく説明す
		る必要がある。
富山	9. 59% (9. 59%)	これまでの審議における評議会の意見は以下のとおり。
	1. 意見の要旨	【評議会】
	令和3年度の都道府県単位保険料率の変更について、支部評議会におい	・平均保険料率は、兼ねてより中長期的な観点から設定されており、将来に
	て意見を聴取した結果、当職としては、平均保険料率 10%維持の考え方に	備えて準備金を積み上げてきた状況も踏まえ、10%を維持すべき。
	基づき、令和3年度富山支部保険料率を 9.59%に据え置くことは妥当と	・保険料率の変更時期については、例年通り4月納付分からとすべき。

支部名	支部長意見	評議会意見
		となっているが、準備金が積み上がっていることから、引上げの判断には猶
		予がある。平均保険料率は10%に据え置くことをお願いしたい。
		・中長期的な観点から平均保険料率を10%に維持することはやむを得ない。
石川	10. 11% (10. 01%)	【評議会の意見】
4711	1. 意見の要旨	・一部評議員からは単年度収支で見て保険料率の上昇を抑えるべきとの意
	'・ 忘光の安日 石川支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 10.01%から	見もあったが、今後の見通しが不透明な中では、0.1ポイントの上昇はやむ
	0.1ポイント引き上げ、10.11%とすることについて、やむを得ないと考え	えもめったが、す後の光曲とが不透明な中では、0.1 ボインドの工弁はでも を得ないという意見が多数であった。
	ます。	を特ないという思光が多数であった。
		【評議員の個別意見】
	2. 理由等	(学識経験者)
	中長期的な視点で協会けんぽの財政見通しが不透明な中で、仮に準備金	・石川支部において医療費が高い理由に、病院などの医療資源の充実や生活
	により今の保険料率を下げても、今後医療費が増大し準備金残高が漸減、	習慣病以外の疾病によるものが挙げられる。これらは保険者での取り組みに
	保険料率も大きく上昇することになり加入者には大きな負担となるとの	よる対策が難しい。インセンティブ制度についても対前年上昇率等を評価に
	判断が大勢であり保険料率の上昇はやむを得ない。	入れると、取り組みが進んでいた石川支部では伸びしろが少ない分厳しい評
	ただ、今回の保険料率の上昇率が石川支部では過去にない大きなもので	価となる。このように、保険料率の決定方法、インセンティブ制度の評価方
	あることや、コロナ禍の中、来年度は企業の経営が苦しく、従業員の経済	法などの根本的な仕組みを変える必要があると感じる。
	状況も悪くなることなどから、労使共に助ける意味で、過剰な準備金を取	
	り崩して保険料率を下げてほしいとの意見も根強くある。インセンティブ	(事業主代表)
	制度の一時凍結や、保険料の減免、国の補助金増額などの措置を政府に訴	・準備金がある状況であれば、保険料率も単年度収支で見てもよいのではな
	えることも提案された。	しいか。
		(被保険者代表)
		・加入者にとっては厳しい数字であるが、今後の見通しを考えると保険料率
		の 0.1 ポイントアップは受け止めなければならない。

支部名	支部長意見	評議会意見
福井	9.98%(9.95%) 1.意見の要旨 福井支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.95%から 0.03%ポイント引き上げ、9.98%とすることについて、妥当と考えます。 2.理由等 協会財政の中長期的な安定と保険料負担の長期的な安定を考慮すると、 妥当と考えます。	【評議会の意見】 ・令和3年度保険料率を9.98%とすることに異議なし。
山梨	9. 79% (9. 81%) 1. 意見の要旨 山梨支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.81%から 0.02%ポイント引き下げ、9.79%とすることについて、妥当と考えます。	令和3年度山梨支部保険料率9.79%への変更に対し、特段の意見は無く、 評議員全員から賛同を得ました。
長野	9.71%(9.70%) 1.意見要旨 長野支部の令和3年度保険料率を令和2年度保険料率の9.70%から 0.01%ポイント引き上げ、9.71%とすることについて、容認します。 2.理由等 (1)協会財政と加入者および加入事業所における保険料負担の中長期的な安定を考慮すると、将来予想される収支反転に備えるべく平均保険料率 10.0%を極力長く維持していくことには合理性がある。 (2)他保険者への影響力が大きい国内最大規模の保険者として、短期的に保険料率を上下させるのは好ましくない。 (3)以上より、平均保険料率10.0%を維持したうえで、令和元年度のイ	【評議会の意見】 ・保険料率を中長期的に安定維持させることに賛成であり、長野支部の令和3年度保険料率を令和2年度保険料率から0.01%ポイント引き上げ、9.71%とすることについて、やむを得ないと考える。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・料率については、平均保険料率が定まったうえで所定の方法により算出されたものにつき、異論はない。 ・インセンティブ制度は、改善余地があるという観点では料率の高い支部に有利に働くとも考えられるが、全体の中での長野支部の現況、課題等について機会を見て詳しく説明願いたい。

支部名	支部長意見	評議会意見
	ンセンティブ制度の結果も踏まえ、所定の方法により各支部の適用料率を	(事業主代表)
	算出することは妥当と考えるので、当支部料率が令和2年度から 0.01%	・コロナで従来の価値観が変わってきている。既に決定しているものであっ
	引き上がることを容認する。	ても、見直す必要があるものも多いと思うので、インセンティブ制度の内容
		等についても、その時々の状況を踏まえ、しっかり検討願いたい。
		・保険料率試算において新型コロナの影響が協会の想定の範囲に収まるか
		どうかは分からず、数年先を想定すること自体が難しいところである。
		(被保険者代表)
		│ ・料率が上がるのはやむを得ない。保険料を負担する被保険者として、少し
		│ │でも負担が軽減されるよう、また加入者の健康の底上げを図るという意味に
		おいても、インセンティブ制度の支部評価を上げるべく努力していきたい。
岐阜	9. 83% (9. 92%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・令和3年度の岐阜支部保険料率が、令和2年度より0.09%低い9.83%と
	岐阜支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.92%から	なることについて異論なし。また、保険料率の変更時期が令和3年3月分(4
	0.09%ポイント引き下げ、9.83%とすることについて、出席評議員全員が	月納付分)からとなることについても異論なし。
	賛同いたしました。当職も妥当と考え、賛意を表明いたします。	
	保険料率の変更時期につきましても、令和3年4月納付分からで異存あ	【評議員の個別意見】
	りません。	(学識経験者)
		・コロナ禍の苦しい状況の中で、令和3年度の岐阜支部保険料率が全国平均
		より低く、かつ令和2年度よりも下がるということなので、岐阜支部保険料
		率が 9.83%となることに賛成します。
		(被保険者代表)
		・岐阜支部保険料率は全国平均より低く、令和2年度より下がるということ なので、特に異論はなく賛成します。
		ないし、1寸に共間はなく貝以しより。

支部名	支部長意見	評議会意見
静岡	9. 72% (9. 73%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・9.72%へ引き下げることについて承認する。
	静岡支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.73%から	
	0.01%ポイント引き下げ、9.72%とすることについて、妥当と考えます。	【評議員の個別意見】
		(学識経験者)
	2. 理由等	・令和3年度収支見込みにおいて、令和2年度と比較し収入、支出ともに拡
	医療費の伸びが賃金の伸びを上回る協会けんぽが抱える財政上の赤字	大していることについて疑問であったが、事務局より、いかなる事態にも対
	構造が依然として解消されていないこと等に加え、新型コロナウイルスの	応できるよう、安定的な財政運営のための措置であるとの説明があったので
	感染拡大により経済情勢が悪化する中、現状においては、平均保険料率	了承することとしたい。
	10%を維持することが最上の策であると考えられるため。	
		(事業主代表)
		・令和2年度の標準報酬月額が下がっているなか、令和3年度の収支見込み
		においては、収入が増加しており、これで本当に保険料率への見通しが立つ
		のか。
愛知	9. 91% (9. 88%)	【評議会の意見】
	全国平均保険料率10%の維持および愛知支部の令和3年度保険料率を、	・保険料の引き上げはやむを得ない
	令和2年度保険料率の 9.88%から 0.03%ポイント引き上げ、9.91%とす	
	ることについて、やむを得ないと考えます。	【評議員の個別意見】
	当支部評議会においては、新型コロナウイルスが協会けんぽの財政に与	(事業主代表)
	える影響について現状では不明なことから、全国平均保険料率 10%を維	・新型コロナウイルスが、協会けんぽの財政にどのような影響を与えるか現
	持し状況を見守るのが妥当との意見がある一方、自動車や航空機関連のモ	状では不明なことから、現在の保険料率 10%を維持し、状況を見守るのが
	ノ作りを中心とした中小企業が集積する愛知県では、経営が悪化し存続が	妥当と思う。
	危ぶまれる企業もある中において、保険料率を下げていただきたいとの意	
	見もあります。	(被保険者代表)
	当職としましては、可能な限り中長期的にわたって協会けんぽの財政の	・新型コロナウイルスの影響で給与が下がり、ボーナスの支給もなく、存続

支部名	支部長意見	評議会意見
	安定した運営を図るという主旨のもと、昨今の状況を鑑み、より長く継続	も危ぶまれている企業もある中において、被保険者の立場では、保険料率を
	的に保険料率を維持することが必要と思慮します。	下げていただきたい思いはある。一方、保険者の立場においては、新型コロ
	また近年、準備金残高が積みあがっている状況ではありますが、新型コ	ナウイルスにかかる臨時特例である健康保険料の納付猶予や、標準報酬月額
	ロナウイルスを考慮に入れたシミュレーションでは、2030 年に準備金が	の特例改定によって、収支の見通しが不透明なこと、準備金残高が法定準備
	枯渇するデータも示されていることから、今後の経済情勢を注視しつつ、	金の約4か月分積みあがっているものの、大規模健康保険組合が解散した時
	将来的な医療費削減に向けた取り組みとして、健診項目の見直しや健診費	の受け皿を協会が担っていることから、現状維持がいいのではないかと思
	用の補助拡大など加入者が実感できるサービスの検討をお願いしたい。	う。
	令和3年度のインセンティブ分保険料率については、予定通り0.004%	
	から 0.007%に引き上げること、及び変更時期を4月にすることについて	
	は、異論はなく妥当であると考えます。ただ、評価項目や評価基準におい	
	て、現在のように大規模支部が極めて不利になるものでは、事業主・加入	
	者の理解や賛同を得られない。結果、大規模支部に加入する大変多くの事	
	業主や加入者の行動変容は望めず、組織全体の成果にも繋がらないのでは	
	ないか。今秋までの本部運営委員会の議論に期待します。	
三重	9. 81% (9. 77%)	【評議会の意見】
	当職としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえる	・令和3年度保険料率について、三重支部評議会としては、平均保険料率
	と、保険料率の変更は困難であると考えるため、令和3年度の平均保険料	10%を維持し、三重支部保険料率を 9.81%に変更することは妥当との意見
	率は 10%を維持し、三重支部保険料率を 9.81%に変更することを了承し	でまとめられた。
	ます。	/
	ナー医療悪の体が必須入の体がオートロストルミナウザサルははいって	・保険料の変更時期について、特段の異論はなかった。
	一方、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は依然として	
	解消されていないことや、高齢化の進展にともない高齢者医療拠出金の急	【評議員の個別意見】
	増が見込まれることなど、協会財政を取り巻く状況は依然として厳しく、	(令和2年10月15日開催 三重支部評議会)
	今後も予断を許さない状況です。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によりは全性ない状況です。	(学識経験者)
	響により協会財政の見通しは不透明であり、今後の保険料率のあり方を中	・雇用情勢の悪化により有効求人倍率が下落しており、8月末時点では1.01
	長期で考えることを基本とするのであれば、財政基盤を強化するために	倍となっている。加えて標準報酬月額の減少、保険料の納付猶予の申請が増

支部名	支部長意見	評議会意見
Z III' II	お、国庫補助率を上限の 20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。 また、赤字構造を改善するためには、支出を減らすことが重要であります。例えば、協会けんぽの健診費用や項目を見直し加入者の健康増進を図ること、不要不急の時間外受診や休日受診を減らし医療費の抑制を図ることなど、将来的なコスト削減に向けた議論をしていくことも必要ではないかと考えます。加えて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果から効果的な意見発信を行うため、現場レベルで政策提言することができる政策的指導など、さらなる本部機能の発揮をお願いしたい。	える可能性があり、また、協会の医療費の伸びが賃金の伸びを上回る協会の 赤字構造が変わらない状況や、賃金の伸びが期待できない状況等を鑑みる と、先行きが見通せない状況はしばらく続くと考えられる。このような状況 を前提とした場合は、当分の間、平均保険料率を引き下げるのではなく、最 低でも 10%維持をしていくということが、現時点では妥当な判断ではない かと考える。 (事業主代表) ・リーマンショックは金融危機による経済情勢の悪化であったので、新型コ ロナウイルス感染症とは質が違うと感じる。雇用者数や給与が減少するとい った状況は同様であるが、医療給付費の減少など想定しない事態であり、誰
		も経験したことがない状況である。 ・これから病院に通う状況も多少は変わると思うが、どう変わるかは予測できないので、現段階で新型コロナウイルス感染症の影響を織り込んで収支を見通すことは難しいのではないかと感じる。
		・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、医療機関への受診控えばより医療給付費が減少しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の治療等に係る費用で医療費の伸びが増加するのではないか。季節型インフルエンザが流行することで医療費が増加するように、新型コロナウイルスの感染が況が長引くことにより医療費が増大となることを懸念する。
		(被保険者代表) ・今後の動向を冷静に見て判断する必要があるので、保険料率 10%を維持

することが現時点では妥当であると考える。

支部名	支部長意見	評議会意見
滋賀	9. 78% (9. 79%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・滋賀支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.79%から
	滋賀支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.79%から	0.01%ポイント引き下げ、9.78%とすることを承認する。
	0.01%ポイント引き下げ、9.78%とすることについて、妥当と考えます。	・この変更を令和3年4月納付分からとすることを承認する。
	2. 理由等	
	平均保険料率を中長期的に考えるという理事長方針に異論はなく、ま	
	た、協会財政のいわゆる「赤字構造」が解消されているわけでもない現状	
	があります。それに加え、コロナ禍が協会財政に与える影響が不透明な状	
	況であることを考えれば、平均保険料率を 10%に維持することが妥当だ	
	と思慮いたします。	
	また、都道府県単位保険料率を算出する際の諸要素の算定方法も妥当で	
	あり、令和3年4月納付分から変更することに異論はありません。	
京都	10.06% (10.03%)	【評議会の意見】
	 1. 意見の要旨	- 「京都支部の保険料率が 10.06%となることはやむを得ない」という意見
	 京都支部の令和3年度保険料率を令和2年度より 0.03%引き上げ、	 が多数だったが、一部の評議員からは「保険料率の据え置きまたは引き下げ
	│ │ 10.06%とすることは、現行の仕組みの中で算定された保険料であること	るべき」という意見も出された。
	│ │から、引き上げもやむを得ないと考えます。	
	しかしながら、新型コロナ感染症の拡大が不透明な中、中小事業者の支	【評議員の個別意見】
	援の視点から料率の維持、国への財政支援を強く要望する意見もあること	(学識経験者)
	を申し添えます。	・医療給付費と総報酬額とのバランスなのでやむを得ない。
	2. 理由等	・10.06%となることはやむを得ないが、今後は上げない方向で検討すべき。
	評議会意見は、料率の引き上げもやむを得ないとする意見が多数であっ	・今回のコロナ禍が我が国の社会・経済に中長期的に及ぼす影響は非常に大
	<i>t</i> = 。	きく、特に、協会に加入する中小零細事業者に与えるダメージは計り知れな

支部名	支部長意見	評議会意見
	しかしながら、やむを得ないとするものの都道府県単位保険料率の在り	いものがある。法定準備を超える準備金を有する中、保険料率の引き上げは
	方については、コロナ禍の議論の中で、加入者及び事業主が客観的に納得	事業者・加入者の理解を得ることは難しい。「中長期で考えるという立ち位
	できる仕組みの課題として、現行の年齢・所得調整以外に医療提供体制を	置を明確にしたいと考える」とするなら、今こそ、百年に数回とも言われる
	主因とする要因を反映する等地域差の背景をより明確にすること。また、	この危機を正面に捉え、保険料率の維持または引き下げを検討すべき。さら
	限界とされる 10%を超えている支部が過半を占める状況で、支部間での	に、政府による財政支援を強く要望する必要がある。
	これ以上の料率差が生じること等があり、インセンティブ制度を活用する	
	ことや新たな仕組みを検討するなど改善が必要であると考えます。	(事業主代表)
		・本当に医療を受けないといけない人が、適切に医療を受けられるような配
		慮が必要であり、そのために保険料を上げる必要があるのであればやむを得
		ない。
		・令和3年度京都支部健康保険料率が10.06%となることを支持する。
		(被保険者代表)
		・現行の 10.03%のままならともかく+0.03%上昇は、コロナ感染で多くの
		企業が苦しんでおり、倒産する企業も今年から増えるともいわれている中
		で、企業側も従業員側にもとてもつらい事だと思われる。
		 ・厳しい就労状況が続く中、準備金残高は増えており、保険料引き下げに対
		する一定の期待感は存在するが、中長期的に見れば、決して楽観視できる財
		政見通しではなくむしろ厳しい状況にある。引き上げが 0.03%であること、
		 コロナ禍で保険料猶予等の措置を実施している事などを勘案すれば、やむな
		しと判断する。ただし、国への要望や対外的な説明は、これまで以上に実施
		していくべき。
		・療養給付の増加、令和元年度の収支差の精算等から致し方ないと思う。

支部名	支部長意見	評議会意見
大阪	10. 29% (10. 22%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・平均保険料率 10%を維持。
	大阪支部の令和3年度保険料率を令和2年度保険料率 10.22%から	
	0.07%引き上げ、10.29%とすることについて、やむを得ないと考えます。	【評議員の個別意見】
		(学識経験者)
	2. 理由等	・安定的な保険運営及び新型コロナウイルス感染症による保険料収入等へ
	中長期的視点での、財政運営を勘案し、運営委員会での議論の集約にお	の影響を考えると、平均保険料率 10%維持が妥当。
	けるプロセスの中で平均保険料率の 10%維持が決定し、それを前提とする都道府県単位の保険料率決定であり、決定方式に異論はなく、大阪支部の料率が示されたものと理解する。	・準備金の予測値と実際の金額に開きがあった場合、可能な限り保険料率に 還元して欲しい。
	しかしながら、新型コロナウイルス感染症が経済環境に与えている影響を鑑み、かつその影響を大きく受ける中小企業の多い、大阪府においては経営的かつ生活面の視点で考えたとき、既に平均保険料率 10%を超えている状況下で、更に 0.07%引き上げをお願いせざる得ないことについて大阪支部長として断腸の思いである。よってやむを得ないとする。	(事業主代表) ・新型コロナウイルス感染症により、被保険者の収入に大きな影響を及ぼすことが考えられるので、平均保険料率 10%維持が妥当。 (被保険者代表)
	3. その他 ①大阪支部の保険料率が上昇することに関して、事業主・被保険者様へ、従来以上に丁寧かつ分かりやすい広報や説明を行います。 ②個別の意見として、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和3年度であり、国民皆保険を維持し、保険者の役割期待を発揮していく過程の中で、特例的な対応はできないものかと思料します。例えば令和3年度については都道府県単位の保険料率を令和2年度の料率に据え置き、保険料率の引き上げに対して、一定の配慮を行うことなど検討実施はできないものか、意見として記したいと思います。	・これまでどおり平均保険料率 10%維持が妥当。

支部名	支部長意見
兵庫	10. 24% (10. 14%)
	1. 意見の要旨
	兵庫支部における令和3年度保険料率を、令和2年度における保険料率
	の 10. 14%から 10. 24%へと、0. 1%引き上げとなることについては、了病
	し難い。
	2. 理由等
	協会けんぽの財政は、今後も赤字構造が継続する可能性があることにた
	え、今後さらなる高齢化が進み医療費や高齢者医療制度への拠出金が増え
	することが想定されるため、平均保険料率を中長期的な視点に立ち設定す
	る必要性は十分に理解している。
	ただ一方で、支部の事業主や加入者の視点で意見を述べさせてもらっ
	と、従来より平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えて維持してる
	│ │たものの、地域差は年々拡大傾向にあり、令和3年度においては最高支き
	 と最低支部の暫定値の料率差は 1.18%と、過去最大に拡大している。この
	<取仏又部の督疋旭の科学左は 1. 10% 2、迥太取入に拡入している。こ

ることは困難と考える。

すべきである。

れており、より大きな負担を強いられる地方の事業主や加入者の納得を得

事業主代表や被保険者代表からは、「保険料の納付猶予制度は、免除で はなく猶予であり、最大1年経過後には納付しなければならない。コロナ

禍で保険料の納付が厳しい中、準備金がこれだけ積み上っている状況で、

さらに兵庫支部の保険料率が上がることについての理解は得られない」と

いう切実な意見もいただいているところである。コロナ禍において事業主

や加入者の負担増となることは、到底納得できない。全国の評議会で多く

の声が上がっているように早急に準備金のあり方を整理し対応方針を示

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

・令和3年度は、コロナ禍の影響によって、兵庫支部の平均標準報酬月額も 了承 | 低下する可能性があり、事業主及び加入者にとってはわずかとはいえ、保険 料率を引き上げることは好ましくないが、令和3年度中は、コロナ禍の影響 により医療費が大きくなることが予想されるためやむを得ない。

評議会意見

- ・医療保険は、単年度で財政を考えるべきであり、また、相当額の準備金が 積み上げられている状況であることから、保険料率の据え置きもしくは、引 き下げを主張する意見もあるが、コロナ禍の影響がどこまで続くか読めない ことや失業者の増加により、労働者自体が減ってしまう可能性も否定でき ず、現段階で保険料率の引き下げ等をすることは妥当ではない。
- ・兵庫支部の保険料率の引き上げは、制度に基づく算定なのでやむを得ない 「支部|が、コロナ禍の緊急事態においては準備金を取り崩して対応すべきで、保険 料率引き上げは残念だ。
 - ・加入者が納得できるよう算定の仕組みや根拠、兵庫支部の医療費の実情な どを丁寧に説明する必要がある。今後の保険料率や財政運営について、加入 者の声を広く聞く努力が求められる。

(事業主代表)

・昨年 11 月の支部評議会における意見と同様、平均保険料率については、 引き下げるべきである。(まして、コロナ禍においては当然)

何を言っても、理事長発言要旨「中長期で考える立ち位置を明確にしたい」 が金科玉条の如く、立ちはだかっている感が強い。ましてや 2022 年度には、 一部の後期高齢者の窓口負担が2割に引き上げられることになる中、協会け

支部名	支部長意見	評議会意見
	協会けんぽの財政状況が好転する要素が見えないうえ、さらにコロナ禍	んぽの料率を 10%に維持することは理解が得られない。
	で賃金、被保険者数の動向、医療費の動向が不透明の中、将来に備えるという意見もあるが、コロナ禍だからこそ、事業主や加入者の負担を最優先に考慮し負担増とならないような財政運営を行うことが、被用者保険のセーフティネットとしての役割であると考える。令和3年度の暫定値によると最も大きく保険料率が上がる支部は令和2年度より0.15%増となるが、この負担が増えないような視点が必要である。全国一律から都道府県単位の料率に移行し、激変緩和措置が終了した現在、中長期的な視点に立つことも重要であるが、支部間の格差についても注視し、準備金が積み上がる状況が継続する場合は、平均保険料率を引き下げることも視野に入れ、検討を行っていただきたい。併せて、協会けんぽの財政健全化に向け、国庫補助率 20%への引き上げ、さらには、拠出金負担を含めた公的医療保険制度の抜本的な見直し等、国に対しての働きかけを切にお願いする。	療保険制度の仕組みを変えて、後期高齢者への拠出金を抑える方向に舵を切
奈良	10.00% (10.14%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・奈良支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 10.14%から
<u> </u>	奈良支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.14%から	0.14 ポイント引き下げ、10.00%とすることについて、妥当と考える。

支部名	支部長意見	評議会意見
	0.14 ポイント引き下げ、10.00%とすることについて、妥当と考えます。	【評議員の個別意見】 (学識経験者)
	2. 理由等	・準備金残高について、適正な水準はどの程度なのかを示すことも必要では
	平成 29 年度から令和 2 年度まで 4 年連続引き上げとなっておりました	ないか。適正な準備金残高の水準を保つために、国庫補助率を引き上げてほ
	が、令和3年度保険料率については、0.14ポイントの大幅な引き下げとな	しいという要望もできるのではないか。
	りました。他支部に比べ医療給付費の伸びが抑制されたこと、令和元年度	
	決算の精算分のほか、インセンティブ制度による減算が、今回の引き下げ	(被保険者代表)
	の要因と考えており、ひとえに加入者の皆様・事業主のご努力の結果であ	・コロナ禍の厳しい状況でもあるため、国庫補助率の 20%への引き上げと
	ると受け止めております。	特例減額措置の廃止について、引き続き国に要望してもらいたい。
	評議会では、全国で最も大きな引き下げ幅となったことについて、好意	・0.14 ポイント引き下げとなったことは大変ありがたいことであり、支部
	的なご意見もいただきました。また、今回の引き下げにより全国平均であ	の尽力のおかげと考えている。
	る 10.00%となりますが、「ここを新たなスタートラインとして、支部の重	
	点課題であるジェネリック医薬品の普及促進や健診受診率向上に努める	
	ことにより、さらなる保険料の引き下げとなるように努めていきたい」と	
	評議会で説明いたしました。	
	評議会の賛同も得られましたので、今回の保険料率変更について、0.14	
	ポイントの引き下げは妥当であると考えます。引き続き、加入者・事業主	
	の利益に資するため、今後も最大限努力してまいります。	
和歌山	10. 11% (10. 14%)	
	 1. 意見の要旨	・すべての評議員が支部保険料率 10.11%に異議はなく、承認された。
	 和歌山支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 10.14%か	
	ら 0.03%ポイント引き下げ、10.11%とすることについて、妥当と考えま	【評議員の個別意見】
	す。	(学識経験者)
		・これまでは単年度で収支を均衡すべきとの考えであったが、コロナ禍の現
		状では、平均保険料率を維持し、支部保険料の 10.11%も妥当と考える。

支部名	支部長意見	評議会意見
	2. 理由等	・支部保険料率 10.11%は承認するが、国庫補助率を上限まで引き上げ、可
	今回、保険料率の変更を考えるにあたっては、言うまでもなく新型コロ	能な限り平均保険料率は変動の無いようにしていただきたい。
	ナウイルス感染症の影響を抜きには語れない。	
	令和2年4月に緊急事態宣言が発令されて以降、和歌山県における景気	(事業主代表)
	動向指数は大きく下落し、5月は前年同月比マイナス 40.2 ポイント、9	・支部保険料率 10.11%は妥当である。事業所として保険料負担は下げてほ
	月時点ではマイナス 34.3 ポイントと、経済は未だ厳しい状況にある。特	しいが、景気動向に左右されるため平均保険料率を変更せずに準備金を積み
	に、中小・零細企業は、このような経済情勢悪化の影響を大きく受けてい	立てられるときは積み立て、安定的な運営を継続してほしい。
	ると考えられる。 このような状況下、本来であれば、事業主や加入者の負担を少しでも軽減すべく、保険料率を下げたいところである。 しかしながら、この冬、新型コロナウイルス感染症が拡大し、再び緊急事態宣言が発令された状況下において、景気回復は更に遅れると考えられ、現段階では注視する他ない。 また、当支部評議会においても、新型コロナウイルス感染症による協会けんぽの収支に与える影響が不透明な状況であることを鑑み、令和3年度平均保険料率については、10%維持すべきとご意見をいただいており、当職としても同意見である。	・支部保険料率 10.11%は承認するが、平均保険料率をこれ以上上げないために、国庫補助率 20%まで上げるよう強く要望する。また、収支見込については、直近の数値を注視し、乖離があればその都度修正し、最新の情報を提供してほしい。 ・支部保険料率 10.11%は承認する。今後新型コロナウイルス感染症の影響が出てくるが、それ以外の病気が減っているわけではない。新型コロナウイルスの医療費及び従前の病気に対する医療費を合算して考えていかなければいけない。
	なお、新型コロナウイルス感染症が収支に与える影響については、今後	(被保険者代表)
	もできる限り、足元の数字を拾い上げ、運営委員会等を通じ情報提供して	・10%維持の考え方はコロナ禍の中、妥当であり、支部保険料率の 10.11%
	いただきたい。	で承認する。
		・毎年、料率が変わることはコロナ禍の状況もあり不安があるため、平均保 険料率 10%維持でよい、支部保険料率についても 10.11%で承認する。 今後、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き、見通しが立った段階 で料率を引き下げることも考えてほしい。

支部名	支部長意見	評議会意見
鳥取	9. 97% (9. 99%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・保険料率を下げる方向の意見もあるが、コロナの影響も不明な中では今後
	鳥取支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.99%から	の見通しを立てるのは難しいことや、将来的にも健康保険制度を維持してい
	0.02%引き下げ、9.97%とすることについて、妥当と考えます。	く必要があることから、令和3年度の保険料率については 10%維持するべ
		きであると考える。
	2. 理由等	
	令和3年度の保険料率を検討するうえでは、新型コロナウイルスの影響	【評議員の個別意見】
	を考慮すべきであるが、効果的な対応をするためには影響を見極める必要	(学識経験者)
	があり現時点では困難である。	・先の状況が不透明な現状では、保険料率 10%を維持するべきと考える。一
	そのため、令和3年度の保険料率については、今後の協会けんぽの財政	年後に保険料率を維持した結果を見て、それから本格的な議論をするべき。
	を取り巻く情勢などを勘案し、中長期的に安定した財政運用を行っていく	
	という観点から平均保険料率 10%を維持することとし、その基準により	・保険料率については、今回は 10%維持で様子を見て、一年後に検証するの
	算出された鳥取支部保険料率を妥当と考えるものである。	がよいと考える。
	一方、新型コロナウイルスの影響で加入者および事業所を取り巻く環境	・準備金残高も積みあがっているので保険料率を下げるべきだとは思うが、
	は次年度も厳しいものと予想される。そのため、保険料率は維持しつつも、	今は先が見通せない状況。今まで努力して積み上げてきた準備金を国に取り
	生活習慣病予防健診や特定健診の補助額を上げるなどにより、加入者およ	上げられないことが前提にはなるが、今回は 10%維持が妥当であると考え
	び事業所の実質の負担軽減となる施策を実行することを望むと同時に、予	る 。
	算において一定額の予備費を計上するなどし、新型コロナウイルスの影響	
	に柔軟に対応する体制を組むべきと考えるものである。	(事業主代表)
		・保険料率 10%維持はこれからも堅持していかなければならないと考える。
		・協会けんぽの国庫補助率も現在の 16.4%から引き上げるべき。
		・準備金を加入者のために使うというのも一つの考えではないか。
		・なぜ試算と異なっていたのかの検証が少ない。どうすれば保険料率を上げ
		ずにすむのか、過去のデータを検証しながら、次世代のために検証結果を出

していかなければいけない。

支部名	支部長意見	評議会意見
		(被保険者代表) ・保険料負担が少なく、現在の医療保険制度が維持されることが大切と考える。今は現状の保険料率を維持しながら次に備えるのが妥当ではないか。
島根	10.03%(10.15%) 1.意見の要旨 島根支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.15%から 0.12ポイント引き下げ、10.03%とすることについて、妥当と考えます。 2.理由等 コロナ禍での事業主や従業員の厳しい実情を考えると、保険料率引き下げが負担軽減につながる大きな支援策の一つであると考えるが、保険料納付猶予の制度で保険料支払いに窮する事業者に対してはある程度対応がなされていると考える。協会けんぽは、将来にわたり被用者保険の最後の受け皿としての役割を果たす使命があり、安定した財政運営の継続がなによりも不可欠である。そのような観点から平均保険料率10%の維持を支持したい。それを前提として島根支部保険料率については、島根支部加入者や関係者の努力によりインセンティブ制度も全国1位となり、その成果	【評議会の意見】 ・令和3年度島根支部保険料率は、現行 10.15%から 0.12%引き下げの 10.03%であり、異論はないが、コロナ禍における先行き不透明な収支や高齢者医療への支援金の増加などの課題がある。現在の制度が持続可能なものとなるよう検討していただきたい。 【評議員の個別意見】 (事業主代表) ・インセンティブ制度での好成績は喜ばしいが、報奨金が反映される前の保険料率をどう下げるのか。医療費適正化に取り組んでほしい。 ・コロナ禍が一年経過し、集積した各種データについて、今後保険料率等を評議会で議論する際の資料として提供してほしい。 (被保険者代表)
	も含めた保険料率の引き下げは妥当と考え、引き下げにより今後のさらなる健康意識の向上につながるものと期待する。 ただし、以下の点について併せて要望します。	・新型コロナウイルス感染症により地域経済は疲弊し、収入減も予想される中、国庫補助率の引き上げ等持続可能な制度とするための施策を検討してほしい。
	3. 要望 (1)コロナ禍の加入者への支援策として準備金積み上げ部分の一部還元 コロナ禍で大きな経済的打撃を受け、目先の資金繰りに窮している事業者 が多数いる中での準備金の積み上げは、安定財政のためとは言え説明に苦	

支部名	支部長意見	評議会意見
	慮するところである。保険料は将来のための備えと加入者に対するサービ	
	ス提供に使用されるもので、コロナ禍という現下の状況に対応した健康増	
	進サポートのためのサービス提供にかかる支援強化も必要と考える。例え	
	ば加入者の健康増進(健診受診率アップ)や出費負担軽減につながる健診	
	費用補助額の増額を行うなど加入者の健康増進のための支援額の増額を	
	検討願いたい。	
	(2) 国庫補助率20%への引き上げを国に対し強く要請願いたい。	
	(3) 高齢者医療制度の抜本的な見直しを国に対し強く要請願いたい。	
	(4) 当然のことながら、平均保険料率 10%維持によって将来の保険財政	
	不安が解消されるものではない。保険財政の将来不安払拭に向け協会けん	
	ぽとして加入者目線でどのような対応が必要か早急にとりまとめ他の保	
	険者と協力して社会保障制度の抜本的な見直しを国に対し強く要請願い	
	たい。	
岡山	10. 18% (10. 17%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	都道府県単位保険料率について、一部の評議員からは保険料率を維持して
	岡山支部の令和3年度保険料率を、令和3年度保険料率の10.17%から	もらいたいという意見も出されたが、多くの評議員からは保険料率が引き上
	0.01%ポイント引き上げ、10.18%とすることについて、最終的にはやむ	がることについて特段異論は出なかった。
	を得ないと考えます。	
		【評議員の個別意見】
	2. 理由等	(事業主代表)
	令和3年度の平均保険料率 10%を維持することにつきましては、協会	・医療費抑制のためには、セルフメディケーションを推し進める必要がある
	けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であることや、将来の見通しが厳し	のではないか。
	い状況であることを勘案いたしますと、中長期的な観点から妥当であると	
	考えます。	・保険料の支払い猶予は、事業主負担分は猶予の対象としても、従業員負担
		分は、事業主が従業員から預かっているものなので、猶予の対象から外すべ

きではないか。

しかしながら、法定準備金を大きく上回る準備金残高を保有しながら、

にえ とげう 10 前	・支部保険料率が前年度から引き上げされる支部が多数あるということでいては、加入者、事業主の皆様には理解しがたいことではないかと考ます。 コロナ禍で中小企業の経営が悪化している状況が、すぐには回復するこが困難であると考えられることから、これ以上の健康保険料率の引き上ば中小企業の経営者や従業員にとって大変厳しいことであることは疑余地はありません。 一つの解決策として、現在のような未曽有の状況下では、平均保険料率の維持を前提とし、準備金残高の確保を勘案しながら、各支部の料率が1年度を上回らない範囲で調整することが出来るのであればご検討いた	 0.01%上がることは、労働者の立場としては苦しい。 10.17%を維持して欲しい。 インセンティブ制度で評価されて料率が減算されても、結果的に料率が上がればモチベーションが上がらない。 ・料率を維持または上げないように事業主・加入者としても取り組んでいく
え と げ う 10 前	ます。 コロナ禍で中小企業の経営が悪化している状況が、すぐには回復するこが困難であると考えられることから、これ以上の健康保険料率の引き上は中小企業の経営者や従業員にとって大変厳しいことであることは疑余地はありません。 一つの解決策として、現在のような未曽有の状況下では、平均保険料率 9%維持を前提とし、準備金残高の確保を勘案しながら、各支部の料率が	 0.01%上がることは、労働者の立場としては苦しい。 10.17%を維持して欲しい。 インセンティブ制度で評価されて料率が減算されても、結果的に料率が上がればモチベーションが上がらない。 ・料率を維持または上げないように事業主・加入者としても取り組んでいく
と げ う 10 前	コロナ禍で中小企業の経営が悪化している状況が、すぐには回復するこが困難であると考えられることから、これ以上の健康保険料率の引き上は中小企業の経営者や従業員にとって大変厳しいことであることは疑余地はありません。 一つの解決策として、現在のような未曽有の状況下では、平均保険料率 9%維持を前提とし、準備金残高の確保を勘案しながら、各支部の料率が	 10.17%を維持して欲しい。 インセンティブ制度で評価されて料率が減算されても、結果的に料率が上がればモチベーションが上がらない。 ・料率を維持または上げないように事業主・加入者としても取り組んでいく
と げ う 10 前	が困難であると考えられることから、これ以上の健康保険料率の引き上は中小企業の経営者や従業員にとって大変厳しいことであることは疑余地はありません。 一つの解決策として、現在のような未曽有の状況下では、平均保険料率 9%維持を前提とし、準備金残高の確保を勘案しながら、各支部の料率が	・インセンティブ制度で評価されて料率が減算されても、結果的に料率が上がればモチベーションが上がらない。 ・料率を維持または上げないように事業主・加入者としても取り組んでいく
げ う 10 前	は中小企業の経営者や従業員にとって大変厳しいことであることは疑 余地はありません。 一つの解決策として、現在のような未曽有の状況下では、平均保険料率)%維持を前提とし、準備金残高の確保を勘案しながら、各支部の料率が	・インセンティブ制度で評価されて料率が減算されても、結果的に料率が上がればモチベーションが上がらない。 ・料率を維持または上げないように事業主・加入者としても取り組んでいく
う 10 前	余地はありません。 一つの解決策として、現在のような未曽有の状況下では、平均保険料率)%維持を前提とし、準備金残高の確保を勘案しながら、各支部の料率が	がればモチベーションが上がらない。 ・料率を維持または上げないように事業主・加入者としても取り組んでいく
10	一つの解決策として、現在のような未曽有の状況下では、平均保険料率)%維持を前提とし、準備金残高の確保を勘案しながら、各支部の料率が	・料率を維持または上げないように事業主・加入者としても取り組んでいく
10 前	0%維持を前提とし、準備金残高の確保を勘案しながら、各支部の料率が	
前		必要がある。
""	「年度を上回らない範囲で調整することが出来るのであればご検討いた	
だ		
	きたいと考えています。また、引き続き、国庫補助率 20%への引き上げ	
や	、高齢者医療への拠出金の費用負担の制度見直し等について、国への要	
望	をしていただくよう要望いたします。	
	以上のような解決策が令和3年度の料率決定までに策定・実施が困難で	
あ	ろうという結論の下で、令和3年度保険料率 0.01%引き上げを受入れ	
た	いと思います。	
	また、インセンティブ制度について、岡山支部においてもインセンティ	
ブ	評価では上位にあり、本来であれば引き下げになることが期待されてい	
た	:中での引き上げであり、一部の評議員の方からはモチベーションが上が	
6	ないといったご意見もありました。	
	現在、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等について検討いただい	
て	いる中、前述のような意見も反映した上で検討していただくよう要望い	
た	:します。	

支部名	支部長意見	評議会意見
	支部長意見 10.04%(10.01%) 1.意見の要旨 広島支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.01%から 0.03ポイント引き上げ、10.04%とすることについて、止むを得ないと考えます。 2.理由等 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていること や、新型コロナウイルスの感染拡大等により将来の見通しが極めて不透明な経済情勢もあり、平均保険料率の10%維持を前提に算出された広島支部の保険料率に異論はありません。 しかし、準備金の在り方について、今後検証が必要であるとの意見を評議員より頂戴しております。準備金の積み上げに係る一定の目安や根拠等の議論が必要かと思います。広島支部としては、準備金の取り崩しによる保険料率の引き下げを行わないのであれば、準備金の一部を保険者機能強化予算等として重点的に配分のうえ、保健事業の推進に有効的に活用し、健康経営を通じた加入者の健康度の向上に資する事業を積極的に展開することが必要であると考えます。これらの取り組みにより将来的な保険料率の抑制に努めていきたいと考えております。	評議会意見 広島支部評議会としての意見の取りまとめはなし。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) 準備金について、今回の新型コロナウイルス等といった不測の事態に備えるために、これまで積み上げてきたという議論があったと思う。どの程度確保しておいた方がよいのかといった検証の方向性は示されているのか。まだ検証に着手していないのであれば、準備金の在り方を検討する良い機会であると思う。 検証の結果、準備金がどの程度必要であるというものが示されると、保険料率が引き上げとなった場合も理解を得られやすいのではないか。
山口	10.22%(10.20%) 1.意見の要旨 山口支部における令和3年度の保険料率は、支部評議会の意見と同様、前年比プラス0.02%の10.22%への変更に同意します。	【評議会の意見】 ・令和3年度保険料率を前年度から0.02%引き上げ、10.22%の保険料率とすることについてはやむを得ない又は妥当であるとの意見でした。

支部名	支部長意見	評議会意見
	2. 保険料率改善に向けて	【評議員の個別意見】
	評議会の保険料率審議の際、保険料率の軽減ならびにインセンティブ制	(学識経験者)
	度を有効に活用するための施策展開を強く期待され、建設的意見もお聞き	・保険料率 10.22%についてはやむを得ない。今、開業医の診療科が分化さ
	することができた。着実な具体的施策の実行とPDCAサイクル(とりわ	れより専門的になってきているため、一人の方が複数受診することもあり、
	けCA)のスピーディーな回転を実践する。そのために事業者や加入者へ	少しではあるが医療費増加の一因となっているのではないか。
	けてA)のスピーディーな回転を実践する。そのために事業者や加入者への啓蒙活動や接点強化は不可欠でありトライアンドエラーを繰り返しながら戦略的保険者機能強化に向けて邁進したい。なお、今回計画策定にあたり、目指すべき姿(基盤的保険者機能の進化・戦略的保険者機能の深化)、必要な人材スキルと求められるレベルが合わせて提示されると、職員の計画参画意識の向上、スキルアップに繋がるのではないかと感じた。	少しではあるが医療費増加の一因となっているのではないか。 ・保険料率 10.22%については妥当。インセンティブ自体の保険料率はとても低いものではあるが、その取り組みを行うことで健康寿命を伸ばすことができ、全体の医療費等の縮小につながるのであれば大変意味のあるものである。 (事業主代表) ・保険料率について前年度+0.02%というのはやむを得ない。医療費抑制に向けて様々な取り組みが予定されているようだが、取り組んで行くことが大事で、全てが成功するとは限らないがトライし続けて欲しい。 ・保険料率については下げて欲しいというのが事業主の本音だと思うが、今の状況では 10.22%というのも致し方ない。事業主の方は保険料率の仕組みをあまり知らないのではないか。事業主の方が保険料率の仕組みをもっと理解すれば健診等健康づくりに対する意識も変わっていくのではないか。
		(被保険者代表) ・保険料率については妥当。平均保険料率の10%を維持しながら、収入についてはコロナ禍のなか増えそうな状況にないので、いかに医療費等の支出を
		いてはコロア何のなか増えそうな状況にないので、いかに医療負等の支出を 減らしていくかが大事である。
		・保険料率については妥当。山口県は全国よりも少子高齢化が進んでいる。 その状況がどんどん他県にも広がっていけば、やがて準備金も底をつき、こ

支部名	支部長意見	評議会意見
		のままではじり貧の状態になるのではないか。
徳島	10. 29% (10. 28%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・平均保険料率 10%維持に伴う都道府県単位保険料率の変更はやむを得な
	徳島支部の令和3年度保険料率を令和2年度保険料率の 10.28%から	L' _o
	0.01%引き上げ、10.29%とすることについてやむを得ないと考えます。	・保険料率変更の時期は、4月納付分(3月分)からでよい。
	2. 理由等 今後の高齢化の急速な進行や医療の高度化に伴う医療費の増加が懸念	【評議員の個別意見】
	するの局断化の念述な遅17で医療の局及化に作り医療質の増加が認念 される中、保険料収入は新型コロナウイルス感染拡大により不透明な状況	(学識経験者)
	される中、保険料収入は利至コロナライルへ総条拡入により不透明な状況 にあり、安定した保険料収入が確保できるのか、予測が非常に難しい局面	・コロナ禍の現況を踏まえると、保険料の上げ下げについて直ちに議論でき
	にあり、女足した休候科収入が確保できるのが、予測が非常に難しい周囲 となっております。こうした不安材料を勘案し、今後の保険料につきまし	る状況ではないが、高齢化社会を見据え、中長期で考えていかざるを得ない。
	こなっております。こうした小女材料を勘案し、っ後の保険料につきまし ては、中長期的な視点に立ち、できるだけ長く平均保険料率 10%を維持す	
		(事業主代表)
	べきという評議会の意見で一致しているところです。 また。保険料象の変更時期につきましては合和2年4日独は八(2日八)	・事業主としては、保険料率が下がるのに越したことはないが、現在の厳し
	また、保険料率の変更時期につきましては令和3年4月納付分(3月分)	い社会情勢を考えれば、下げるのは難しい。また、次世代に負担をかためにも、平均保険料率 10%をできる限り長く維持していく必要があ
	からで異論はありません。 全国的にも今後医療費の増加が見込まれる中、徳島支部としましても、	
	医療費の適正化に向け関係者等に働きかけていくことはもちろんですが、	・中小企業は、政府の給付金、助成金の交付等で従業員の雇用を維持してい
	支部及び加入者、事業主の皆様方の努力のみでは如何ともし難い部分がご	る。コロナの影響が長引くようであれば、企業の存続、雇用の維持が厳しく
	ざいます。	なってくる。税・社会保険料の負担が収益を大きく圧迫する中、今後の健康
	これからも持続可能な医療保険制度としていくため、国の審議会等にお	保険制度の在り方について、議論を深めていく必要がある。
	いて、実効性の高い制度改革の取り組みを働きかけていただきますようお	
	願い申し上げます。	(被保険者代表)
		・被保険者としては、保険料率を下げてほしい気持ちはあるが、コロナ禍の
		状況も勘案した上では、現在の平均保険料率をできる限り長く維持できるよ

う努力してほしい。

支部名	支部長意見	評議会意見
香川	10. 28% (10. 34%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・10%維持は概ね妥当。
	香川支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.34%から	
	0.06%ポイント引き下げ、10.28%とすることについて、妥当と考えます。	【評議員の個別意見】 (学識経験者)
	2. 理由等	・コロナが数年後に指定感染症から外れるかもしれないが、医療費として今
	中長期的な視点を踏まえるとともに、当面は新型コロナウイルス感染症	後かかってくることは間違いないので、10%維持は必要と思われる。
	の影響を鑑み、平均保険料率 10%維持で異論はありません。	
	また、香川支部評議会においても、下げることが望ましいという意見も	(被保険者代表)
	ありましたが、10%維持は概ね妥当との意見をいただいておりますことを	・下がるのが望ましいが、10%維持でも生活が困難になる程ではないので、
	申し添えます。	このような判断でよいと思われる。
	インセンティブ制度については、制度発足から間もないこともあり評価 指標は変更せず、一定期間検証していくことで異論ありませんが、評価方 法については支部の規模による不公平性を是正できるようご検討いただ きたいと考えます。	・医療が逼迫しており、十分な治療を受けられない場合がある状況を考えると、10%維持しても構わないので、医療供給体制を整備してほしい。
	なお、保険料率の変更時期についても、令和3年4月納付分(3月分)	(令和2年10月27日開催 香川支部評議会)
	からで異論はありません。	【評議会の意見】
	7 5 CAMILOD Y & E.V.	・コロナが今年ピークかは専門家でも分からないだろうし来年ピークかも
		しれない。先行き不透明な状況では直ぐに保険料率を下げるというリスクは
		避けたほうがいい。コロナが出る前から、中長期的な観点から 10%を維持
		して行きたい、という理事長のお考えが示されていたが、運営者としてはそ
		うなると思う。コロナ禍にあって、事業者にとって経営面は大変かもしれな
		いが、10%維持はやむを得ない判断と思われる。
		・それほど大きなインセンティブでもなく、このままが妥当。わずかなイン
		センティブだが予定通り実施していただきたい。

支部名	支部長意見	評議会意見
		・評価方法については、5 指標の内、二つは現行どおり。インセンティブ制
		度は論理的な整合性が大事。非常に妥当な原案だと思われる。
愛媛	10. 22% (10. 07%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	平均保険料率 10%維持はやむを得ないと思う。地域差や準備金の問題が
	令和3年度の平均保険料率 10%を維持したことにより、愛媛支部の令	あるが、長いスパンで保険料率を考える必要があるため、愛媛支部の保険料
	和3年度の保険料率が10.22%となることについて、苦渋の決断ではあり	率は 10. 22%と少し上がるがやむを得ない。
	ますがやむを得ないと考えます。	
		【評議員の個別意見】
	2. 理由等	(学識経験者)
	愛媛支部加入者の医療費が大幅に増加したことが保険料率引き上げの	・現段階では、9月に試算した結果ほど状況はひどくないということである
	主な要因ではありますが、前年度から 0.15%と大幅な引き上げであり、県	が、経済状況の先行きは依然として不透明であり、明確に料率を下げる要素
	内の中小零細企業の厳しい経営状況や全国平均より低い賃金水準等を踏	は見当たらず、愛媛支部の収支がマイナスであることから、平均保険料率
	まえると、保険料率の引き上げは事業主及び加入者にとって大変厳しいと	10%を維持し、愛媛の保険料率が10.22%となるのはやむを得ないと考える。
	受け止めています。	
	医療費適正化に向けて愛媛支部としても努力してまいりましたが、依然	
	医療費が高い状況が続いており、保険者による取り組みだけでは解消でき	
	ない要因もあると考えています。	
	都道府県別医療給付費を反映した都道府県単位保険料率が設定される	
	ことは理解していますが、医療供給体制の標準化が実現していない状況下	
	においては、年齢調整、所得調整以外の新たな調整措置の設定等について	
	検討いただきたいと考えています。	
高知	10. 17% (10. 30%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	平均保険料率をより引き下げるべきではあるが、今のコロナ禍を考えれ
	高知支部の令和3年度保険料率が0.13ポイント下がり、10.17%になる	ば、来年度 10.17%でやむを得ず。ただ今後も、準備金残高やここ数年来の

支部名	支部長意見	評議会意見
	ことについて、このコロナ禍では不透明感がより強まる状況で「やむを得	単年度収支を考えれば、料率を引き下げて様子を見ることも検討するべき。
	ない」と考えます。ただ、準備金が積み上がっている現状や数年来の単年	
	度収支状況などを踏まえ、「下げることが可能な時には下げて、数年間、	【評議員の個別意見】
	様子をみては」という考えに変更はありません。	(学識経験者)
		・先行き不透明感があり、コロナ禍で見通しがつかない状況下、料率を下げ
	変更時期については「4月納付分から」ということに異論はありません。	る議論は言い難い部分はあるが、準備金残高や単年度収支などを考慮し料率
		引き下げの可能性も考えていただきたい。
	2. 理由等	
	都道府県の保険料率は、協会本部で平均 10 パーセント維持の方向が出	(事業主代表)
	たうえで、現状の決定システムやルールに基づいて決定されています。協	・コロナ禍の緊急事態下においては、平均保険料率 10%維持もやむを得な
	会全体として中長期で考えることに異論はありませんが、10 パーセント	いが、準備金残高を考慮し料率引き下げの可能性も考えるべきである。
	維持とは全国平均のことで、都道府県においては維持になっておらず、毎	 ・料率引き下げの支部意見がごく少数とのことだが、その意見が埋没してい
	年変動しています。本来、この種の料率はあまり変動しないことが理想で	・科学引き下げの文品意見がこく少数とのことだが、その意見が埋及してい るのではないかと思える。
	す。また現在の準備金残高、さらに単年度収支での準備金が積み上がる予	るのではないがと恋える。
	算案と決算に関して、「今後予断を許さない状況」を根拠に、加入者にい	・コロナ禍で事業主、従業員ともに、収益、収入増の見込みがない中で、現
	くら丁寧な説明をしても、なかなか理解を得難いと思われます。令和3年	在の準備金があることを知れば、料率を引き下げるべきという世論の声が出
	度の高知支部の料率は下がりますが、令和元年度の支部収支実績が大きく	てくるものである。料率はより下げるべきではあるが、この先の不透明さを
	寄与している結果で、では2年後はどうなるのか・・と考えが及べば、そ	考えるとやむを得ず、納得しているものである。
	れは上がる傾向が強まります。今回の支部評議会では、このコロナ感染拡	
	大で混迷が深まっている状況下では「やむを得ない」との意見でしたが、	(被保険者代表)
	「一定の率を下げて数年間、様子をみては」という考え方は根強く、その	・費用対効果を踏まえた効率的な医療資源の活用政策を通じて、料率引き下
	可能性も模索するべきと思います。	げの方向を検討していただきたい。
福岡	10. 22% (10. 32%)	【評議員の個別意見】
	評議会意見を踏まえた当職の意見は、次のとおりです。	(学識経験者)
	令和3年度保険料率について、平均保険料率10.00%、インセンティブ制	・新型コロナウイルスによる影響で、保険料収入減と受診減少による支出減

度による加減算(福岡支部は 0.011%の減算)を前提に計算した福岡支部 保険料率は 10.22%(対前年度比で 0.1 ポイントの引き下げ)となり、当 該保険料率の変更についてはやむを得ないものと考えます。

福岡支部評議会においては、協会けんぽの財政が引き続き赤字構造であることに加え、新型コロナ感染拡大が今後の健康保険財政へ与える影響も不透明である現状を鑑みれば、国民皆保険制度を支える被用者保険のセーフティネットとして安定的な財政運営を行っていくため、平均保険料率10.00%を維持した上で、将来に向けた医療費適正化等についてしっかりと議論し、実効性のある施策を打っていくことが重要であるとの意見が多数を占めました。

また一方で、足元では、新型コロナによる経済情勢の悪化により多くの 事業者等が厳しい状況に置かれている中、医療においては、新型コロナを 除く様々な感染症等の減少やコンビニ受診の減少など、新型コロナの影響 により一定の医療費適正化が図られている側面もあると考えられ、こうし た状況を踏まえれば、国民皆保険制度を安定的に維持していく観点から、 事業者等の負担を軽減するため準備金を減らしてでも平均保険料率を引 き下げるべきとの意見も出されています。

協会けんぽの財政構造に大きな変化がない中では、今後も高齢化の進展により増大が見込まれる高齢者医療に対する支援金等はもとより、高額医薬品等の薬価収載の増加、被保険者数の伸びの急激な鈍化や保険料の納付猶予による保険料収入の減少等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、引き続き平均保険料率 10%の維持はやむを得ないものと考えます。

が予想されるが、今後の動向は不透明である。被保険者の収入減の状況を鑑みれば、結果的に福岡支部の保険料率が引き下げとなっている点については評価できる。

・高確法による後期高齢者への支援金に関わるもので、特定健診・特定保健 指導の実施率と連動しているのが、インセンティブ制度である。実施率は保 険者の構造的な問題であるということで、制度全体でのインセンティブ額は 大枠が決められている。しかし、協会けんぽの各支部単位でのインセンティ ブ額は大きくなるため、加入者への周知を強化することで、実施率の向上を 図ることができると考えられ、現在の方針には賛同する。

(事業主代表)

- ・新型コロナ感染拡大が今後の健康保険財政へ与える影響も不透明である 現状を鑑みれば、平均保険料率 10%を維持することが必要であり、福岡支 部の令和3年度保険料率 10.22%もやむを得ないと考える。
- ・コロナ禍で厳しい状況であるが、健康保険財政を中長期で安定的に運営していくためには、平均保険料率 10%を維持することが必要である。また、医療費上昇の抑制を図るためには、これまで以上に加入者・事業主の健康づくりに係る意識の醸成が重要であり、これに資する情報発信を積極的に実施していただきたい。インセンティブ制度についても実効性を高めるため、制度の目的や各指標の実績向上のための取組等について積極的に情報発信していくことが必要である。

(被保険者代表)

・新型コロナが今後の健康保険財政へ与える影響が不透明であること等を鑑みれば、平均保険料率10%維持についてはやむを得ないが、「法定準備金

支部名	支部長意見	評議会意見
	また、当支部としては、令和3年度の支部保険料率について、前年度比	の考え方」(位置づけ) については整理が必要であり、将来の不確実性への
	で引き下げとなるものの、全国平均よりも高い状況にあることから、支部	備えというだけでは納得できない。このため、事業主や労働者の負担感を軽
	保険者機能強化予算を最大限に活用して医療費適正化対策を積極的に推	減し、持続可能な制度としていくためにも、「いかに支出を抑制していくの
	進していく所存です。本部においては、加入者にとってメリットが感じら	か」という政策や提言、国への補助率引き上げの要望など、具体的な財政基
	れる準備金の有効活用等について引き続き議論を進めていただくととも	盤強化策を早急に示すべきである。
	に、国民皆保険制度を安定的に維持していく観点から、国庫補助率の上限	 ・福岡支部の保険料率 10.22%は、前年度比で引き下げとなるものの、全国
	20.0%への引き上げについて国へ強く働きかけていただくことを要望しま	平均よりも高い状況にあることから、将来に向けた医療費の抑制や財政基盤
	す。	 強化の視点が重要である。健康で働きやすい職場環境づくりとともに健診・
		 保健指導等による疾病予防、早期発見・早期治療等について、これまで以上
		に事業主や労働者に周知・啓蒙するとともに、事業を推進する支部の体制強
		化(人員体制や予算の確保等)を同時に進め、その効果を相互に高めていく
		方策を検討すべきである。
		チOTCの推進とともに、保険給付範囲の見直しに関する検討など、国や医師
		会に対して大胆な提言を行っていくことも必要である。
		Alexio extended of the control of th
佐賀	10. 68% (10. 73%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・すべての意見が引き下げを訴求するものであったが、取りまとめは行って
	佐賀支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.73%から	いない。
	0.05 ポイント引き下げ、10.68%とすることについて、保険料率をより引	
	き下げるべきと考えるとともに、以下の通り要望します。	【評議員の個別意見】
		(学識経験者)
	①単年度収支均衡について	・この社会情勢において中小企業は倒産しないようにコストカットを行っ
	健康保険法に則り毎事業年度において財政の均衡を保つことができる保	ている瀬戸際で、準備金が積み上がっている現状について納得を得るのは難
	険料率となるように、収支見通し期間を5年とした単年度収支を原則とし	しい。全国一保険料率の負担が大きい佐賀では特に納得を得るのは難しい状

支部名	支部長意見	評議会意見
	て保険料率を検討いただきますようお願いします。	況であると考える。この普通ではない社会状況下においては例外的に準備金
		を活用すべきではないか。
	②支部間較差について 保険料率については、佐賀支部保険料率が減額の方向に動いたにもかかわ らず、佐賀支部と最低保険料率の支部との乖離幅が拡大し、令和3年度暫	・コロナ禍で企業や個人は苦しんでいる。国民の生活を守るために、支部の 努力だけでは難しいので、準備金を活用して弱者を救済してもらいたい。
	定値では 1.18%もの乖離幅となってしまいました。 特に、小規模零細企業が多い佐賀支部加入事業者にとって、保険料負担が 大きいことは企業の存続にかかわる重大事であると認識しています。 相互扶助が制度を維持・発展させる前提であるはずの国民皆保険制度にお	(事業主代表) ・コロナ禍では準備金の活用・還元を検討してもらいたい。保険料の納付猶予をしているだけでは、準備金を活用した還元とは言えない。
	いて、費用負担部分でこれほどの較差があってよいものか大いに疑問を感じているところです。 毎年申し上げておりますが、保険者努力による医療費の地域差縮小に向け	・保険料率は均衡保険料率の9.7%にしていただきたいという意見は変わらないが、それができないなら準備金をとり崩してでも9.7%になるような還元をしていただきたい。
	て効果のある具体的な施策が明らかになるまでは保険料率の較差を 1 % 以内にするなど特例的な措置の検討を是非ともお願いします。	・最近は 2040 年の話も出ているが、20 年後のために保険料を払わねばならないのか。介護保険は単年度収支で毎年保険料率の変動がある。協会けんぽも同様に単年度収支として保険料率を変動させるべきである。
	③準備金のあり方について	も同様に単年及収文として休候科学を変動させるべきである。
	運営委員会および各支部評議会の中で、積み上がり続ける法定準備金のあ	・保険料率が一番高い支部と、一番低い支部との乖離が広がっている。高い
	り方についての意見が多数出ている状況を踏まえ、保険料率引下げや支部	のは仕方がないが、その差は1%以内などの基準があっても良いのではない
	間較差の縮小など、今後の活用方法を検討いただきますようお願いします。 す。	か。
	2. 理由等 令和3年度平均保険料率の設定に際し、令和2年10月28日に開催した 佐賀支部の評議会では、準備金残高が大幅に拡大する黒字基調の財政状況 にあっては、健康保険法の本則通り、「単年度収支均衡原則」、「収支見通	(被保険者代表) ・運営委員会は地方の実態まで把握して議論しているか疑問である。地方がどういう状況か、運営委員も理解して実態を把握したうえで議論していただきたい。

し期間5年」とする旨、評議員の総意による佐賀支部評議会意見書を提出

支部名	支部長意見	評議会意見
	させていただいたところです。	
	しかしながら、その本質の議論はもとより新型コロナウイルス感染症拡	
	大という過去に経験したことがないような国難の状況下においても、保険	
	料率を一時的・時限的に引下げるという意見が置去りにされ、多数決の原	
	理によって少数支部の意見が議論されることもなく切り捨てられたよう	
	に感じられました。そのような状況の中で平均保険料率 10%を維持する	
	方針が示されたことは残念でなりません。	
	また、令和3年度の佐賀支部の保険料率は、今年度に引き続き引下げの	
	試算がされていますが、当支部と保険料が最も低い支部との乖離幅は、前	
	年度より広がっており、評議会においても不安と疑問の声が大きくなって	
	いることから、保険料率の引き下げや支部間較差の縮小など、準備金の活	
	用に向けた議論を本格化する時期に来ているのではないかと強く感じて	
	います。	
 長崎	10. 26% (10. 22%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・中長期的な視点から保険料率を考えていくことで一致しており、平均保険
	長崎支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.22%から	料率 10%を維持したうえで、支部保険料率について、0.04%引き上げとな
	0.04%引き上げ、10.26%とすることについて、やむを得ないと考えます。	ることについてはやむを得ない、と考える意見が大多数を占めた。一部の評
		議員からは、中長期的に考えることは大切であるが、コロナ禍での厳しい現
	2. 理由等	況も考慮すると、支部保険料率の引き上げについては簡単に受け入れられる
	加入者一人当たり保険給付費の伸びが、一人当たり標準報酬月額の伸び	ものではない、との意見も出された。
	を上回る財政の赤字構造の中、高齢化の進展により、高齢者に係る医療費	
	や高齢者への支援金が今後も増大することが見込まれます。	【評議員の個別意見】
	加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで経験したこ	(学識経験者)
	とのない未曾有の事態となっており、協会の財政状況は、リーマンショッ	・団塊の世代が後期高齢者に移行し医療費の増大が確実視される中、保険料
	クと同様に悪化していくことが懸念されることから、支部評議会において	率については中長期的に見据え、平均保険料率 10%を堅持していかなけれ

支部名	支部長意見	評議会意見
	は、中長期的な視点を踏まえ、平均保険料率 10%維持の意見で一致してお	ばならない。
	ります。 支部評議会での評議員意見を十分尊重した上で、長崎支部の加入者一人 当たり医療費が全国で4番目、入院医療費においては3番目に高い現況を 考慮すると、やむを得ないと判断いたします。	・コロナ禍での支部保険料率 0.04%引き上げは、企業・労働者にとっても厳しい数字である。国庫補助率の引き上げや、医療費を抑制する施策など、何らかの対応が必要。中長期的な視点から料率を考えることは大切であるが、コロナ禍での厳しい現況も考慮すると、料率引き上げについて簡単に受け入れられるものではない。
		(事業主代表) ・協会けんぽの財政を考えると、平均保険料率 10%の維持が必要で、支部保険料率の引き上げについてはやむを得ないと考える。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することも考えられ、今後の協会けんぽの財政状況を考慮すれば、平均保険料率 10%維持のためにも、国庫補助率を法定上限の 20%へ引き上げることも検討していただきたい。
		・コロナ禍での財政状況の悪化と団塊の世代による後期高齢者の増加を踏まえると、協会けんぽの財政は厳しいと考える。これ以上の保険料負担と急激な保険料の上昇は事業主にも負担となるため、平均保険料率 10%は維持していただきたい。
		・高齢化も進み、今後は増々医療費を使う場面も増えていく。コロナ禍での 受診控えにより、一時的に医療費が抑制されているが、コロナが落ち着くと 医療費もまた増えていくと考えられる。保険料率が極端に上下すると、雇用 者が多いほど会社の負担も大きくなるため、中長期的に 10%を維持してい ただきたい。
		(被保険者代表) ・保険料率を下げていただきたい気持ちもあるが、団塊の世代の後期高齢者

支部名	支部長意見	評議会意見
		への移行を考えると、準備金が枯渇した場合に大幅に保険料率が上がること
		が想定されるため、今の平均保険料率 10%を維持していただき、支部保険
		料率 10.26%への引き上げについてはやむを得ないと判断する。
		・今後の後期高齢者医療を考えた時に医療費が増大してくことが想定され
		るため、現状の平均保険料率 10%を維持していかないと、赤字体制に陥る
		と考えられる。中長期的に保険料率を維持していくためにも、これ以上保険
		料率が上がらないように、今のうちに対策を検討していただきたい。
		・支部保険料率は前年より若干引き上げられているが、コロナ禍だからこ
		そ、保険料率 10%台を維持していただいて助かっている。自身の職場でも、
		仕事がない従業員については雇用調整助成金を活用しているが、いつまで補
		償されるか不透明な中、健康保険料までも不透明な状況だと今後の生活が心
		配になるため、保険料率は中長期的に考えていただきたい。
 熊本	10. 29% (10. 33%)	【評議会の意見】
1	 1. 意見の要旨	・熊本支部保険料率の変更については、反対意見なく了承された。
	 熊本支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 10.33%から	
	 0.04%ポイント引き下げ、10.29%とすることについて、妥当と考えます。	【評議員の個別意見】
		(学識経験者)
	2. 理由等	・保険料率引下げの見込みだが、全国的には高率の位置にある。
	(1)「平均保険料率については、10%を維持する」とした運営委員会の	・支部として取組むべき事業を確実に実施いただきたい。
	意見集約に基づき、都道府県別医療給付費を反映した料率であり、評議会	- 文印として双祖のつき争未を惟夫に夫虺いだださだい。
	の意見としてもご理解を得たところです。	(事業主代表)
	(2)熊本支部における保険料率は、昨年度比 0.04%の引き下げ見込みで	(事業主代表) ・インセンティブ制度に基づく保険料率引下げは支部の努力の結果である。
	すが、全国的には第5位の高率の位置にあり、事業主及び加入者様への丁	・1 ノビノテ1 ノ前及に参りて休候科学が下げは又部の労力の結果である。
	寧な説明と受療行動等に対するご理解を得る必要があります。	・今後も努力すべきところを集中的に実施いただきたい。

支部名	支部長意見	評議会意見
	(3) 保険料率の算定内訳において、インセンティブ制度の適用により、	(被保険者代表)
	昨年度からの引下げが見込まれるものの医療給付費の伸びは増加の傾向	・インセンティブ制度により、加入者等の取組が保険料に反映されることを
	にあり、加入者のみならず、関係機関と連携した県全体の予防・健康づく	わかりやすく且つ積極的に周知していく必要がある。
	りや医療費適正化を更に推進する必要があります。	人=#に吸収の状況についても注明していくと悪いれて
	(4) 医療費の適正化のために、保険者、事業主及び加入者とともに努力	・介護保険料の推移についても注視していく必要がある。
	していくことが第一義ですが、医療提供体制が医療費に反映される影響等	
	については、その責を超える要素であると考えられます。	
	保険料率の支部間格差が拡大している背景において、地域の医療提供体制	
	の影響度を保険料率算定の調整に加える等、公平性を伴った本来あるべき	
	保険料率設定の議論に立ち返るべき時期に来ているようにも思います。	
大分	10. 30% (10. 17%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・都道府県支部ごとの保険料率の格差が広がっていることを考えると、国庫
	大分支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.17%から	補助率の引き上げや全国一律の保険料率にするなど、制度そのものを見直す
	0.13%引き上げ、10.30%とすることについて、やむを得ないと考えます。	必要があるのではないか。
	2. 理由等	【評議員の個別意見】
]	現在のコロナ禍にあっては、財政状況の先行が不透明であり、長期的な	(学識経験者)
]	視点がより必要と考えるため今回の都道府県単位保険料率の引き上げは、	・平均保険料率 10%を前提に、機械的に計算されて、保険料率 10.30%とな
	やむなしと考えます。	っているので、意見の出しようがない。日本の社会保険体制を維持するため
	ただし、大分支部においてもこれまで医療費の伸びを抑制するための	には、全国一律の保険料率にしたほうがよいのではないか。インセンティブ
	様々な取り組みを行って参りましたが、保険者、加入者の努力だけでなく、	の実績評価が上位にも関わらず、保険料率が上昇している。保険料率の上昇
	他の要因も大きく関係している現状も見えてきております。	を抑制することは、保険者、加入者の努力では難しいと考える。
	また、都道府県支部間の格差が大きい現状も踏まえると、全国を単位と	また、保険料率の引き上げ幅が非常に大きい。加入者に対しての丁寧な説明
	した保険者である以上、全国一律の保険料率に移行すべきかの議論が必要	が必要である。
	ではないかと考えます。	

支部名	支部長意見	評議会意見
XIII'U	Z IP Z IS I	(事業主代表) ・コロナ禍で先行きが不透明な状況としては、平均保険料率は 10%が妥当と思うが、経営が悪化している中小企業のことを考えると、少しでも保険料を軽減してもらいたい。全国一律の保険料率に戻したほうがよいのではないか。 ・支部間の格差が大きくなっている。差を補充する仕組みを取り入れてはどうか。年齢調整・所得調整の補正率を上げていくような視点をもってもよいのではないか。 (被保険者代表) ・インセンティブの評価実績が上位であるにも関わらず、保険料率が上がることに疑問が生じる。インセンティブの評価実績が高いのに、保険料率が上がることに疑問が生じる。インセンティブの評価実績が高いのに、保険料率が上がるという、少し矛盾した結果というのは全国一律の保険料にすれば、発生しないことであり、やはりどこかで全国一律の保険料率について検討する必要があると思う。また、コロナ禍で解雇を含めた雇用関係の悪化が見込まれる。平均保険料率 10%をこのまま維持できるのか、国庫補助率の引き上げについても含めて議論をするべきである。
宮崎	9.83%(9.91%) 1.意見の要旨 宮崎支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.91%から 0.08%ポイント引き下げ、9.83%とすることについて、妥当と考えます。 2.理由等 宮崎支部の保険料率 9.83%につきましては、令和元年度実績等に基づき算定されたものであり、評議会においても承認されたことから、妥当で	【評議会の意見】 ・宮崎支部の令和3年度保険料率9.83%について異論はない。また、変更時期についても4月納付分からにすることについても異論はない。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・令和3年度の保険料率は、令和元年度の実績等に基づき算定されたもので

支部名	支部長意見	評議会意見
又即有	あると考えます。 今後も、「負担の限界」とされる平均保険料率 10%を維持することと、加入者及び事業主の利益を実現するために、健康寿命の延伸に資するデータヘルス計画に基づいた保健事業の実施及び健康経営を推進し、医療費の適正化においても支部を挙げて取り組んでまいります。	あり異論はない。 ・令和3年度宮崎支部 9.83%について異論はない。中長期的視点から平均保険料率 10%は維持すべきと考える。 (事業主代表) ・平均保険料率 10%維持をするべきである。 (被保険者代表) ・10%維持はコロナ禍で職種によっては、加入者・事業主は大変厳しい負担となると思う。しかし、将来のことを考えると 10%維持は必要であると考える。 ・今後、10%維持を支持するが、保険料率増加は緩やかであって欲しい。国からの支援を受けられるように取り組んで欲しい。 ・平均保険料率は 10%が上限、それ以上は負担できない。
鹿児島	10.36%(10.25%) 1.意見の要旨 鹿児島支部の令和3年度健康保険料率が前年度の10.25%から10.36% へ引き上げとなること、また、全国3位の引き上げ幅であることにつきまして、不本意ではありますが、やむを得ないと考えます。 2.理由等 法定準備金を超える準備金残高が積み上がっている現状では、「負担の 限界である平均保険料率10%」を超えている当支部の健康保険料率がさ	【評議会の意見】 保険料率の引き上げについては、医療費が増加している現状を踏まえるとやむを得ないと言わざるを得ない。 コロナ禍もあり先が見通せない現状であるが、負担の限界である平均保険料率 10%を中長期的に維持するためには、国庫補助率を上限の 20%まで引き上げていただくよう国に強く要請すべきであり、準備金の取崩しを含めた検討も必要である。 また、そうした取り組みが加入者の理解につながると思われる。

支部名	支部長意見	評議会意見
	らに 0.11%引き上がることは、支部評議員をはじめ、加入者および事業主	【評議員の個別意見】
	の理解を得にくい状況です。	(学識経験者)
	今後、加入者および事業主の理解を得るためには、国庫補助率 20%への	・被保険者、事業主の負担の限界である平均保険料率 10%維持を至上命題
	引き上げや診療報酬の改定、後期高齢者支援金の負担の在り方などを、引	に掲げ、国に強く要請してくことで国庫補助率 20%への引き上げは可能で
	き続き国へ訴えていく必要があると考えます。	はないか。
	また、医療費は地域の医療体制や離島など地理的事情の要因も影響する	
	ことから、保険者や加入者の努力だけでは解消できない年齢や所得以外の	(事業主代表)
	要因も踏まえた保険料率の算出方法の検討も必要と思われます。	・事業主、被保険者ともに先が見通せない状況で、平均保険料率 10%を維持
		していくためには、広報や啓蒙活動を促進することで協会の取り組みを一人
		一人に理解していただき、保険料率の問題について考えていただくことが重
		要と考える。
		(被保険者代表)
		・準備金を積み上げていくことが重要なのは十分理解しているが、どこまで
		積み上げるべきなのか。準備金の取崩しも含めた検討が必要な時期ではない
		か。
沖縄	9. 95% (9. 97%)	【評議会の意見】
	1. 意見の要旨	・現行の 9.97%から令和3年度の保険料率が 9.95%に変更されることに対
	沖縄支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の 9.97%から	し、引き下げとなることから全会一致で承諾。
	0.02 ポイント引き下げ、9.95%とすることについて妥当と考えます。	
		【評議員の個別意見】
	2. 理由等	(学識経験者)
	沖縄県においても年々医療費が増加しつつある中で、平均保険料率を	・新型コロナウイルス感染症の影響により、会社や従業員が苦しんでいるこ
	下回り、かつ、インセンティブ制度7位の効果によって、令和3年度の	とを考えると、保険料率は少しでも引き下げて欲しい。今回、インセンティ
	保険料率が 0.02%引き下げとなったことは評議会においても高く評価さ	ブ制度の効果によって沖縄支部が引き下げされたということで、関係者の皆

支部名	支部長意見	評議会意見
	れました。今後も加入者及び事業主に対しインセンティブ制度の趣旨、	様には感謝します。
	内容を周知していきます。	
		(事業主代表)
		・9. 97%から 9. 95%に引き下げられることから歓迎する。
		(被保険者代表)
		・保険料率が下がるので、良いと思います。
		・更にインセンティブ制度の総合順位を上げるため、取組みを強化していた
		だきたいです。